

構成産別・青年委員会・女性委員会・神奈川シニア連合からの 政策・制度要求と提言

電機連合
自動車総連
U A ゼンセン
自治労
J A M
神教協
J E C 連合
運輸労連
全水道
全国ガス
青年委員会
女性委員会
神奈川シニア連合

※ 今年度より「重点（要求項目）」に絞った提出を求めました。

※ 書式、政策項目分け等、各組織で異なる部分は原文のまま掲載しています。

電 機 連 合

経済・産業（地域経済政策/産業政策/資源エネルギー政策/中小企業政策） 7 件

<物価高対策による経済活性化関連（過去の連神提言から、減税関連も経済政策へ）>

○減税による経済政策

【要求】国民が「減税」を感じられる根本的な税制改革（「年収の壁」の引き上げや、消費税減税など）による、経済の好循環の実現（新規）

【趣旨】現在、「年収の壁（103 万・130 万）」が議論されており、県としても国に要望してほしい。せっかく組合が最低賃金の引上げに取り組んでも、壁によりかえって働き控え（勤務日数の削減など）を引き起こしてしまっている。労働は経済活動そのものであり、人手不足解消だけでなく、様々な部分で消費も喚起される。（働ける日数が増えれば、交通機関の利用、働き手の昼食などいろいろ消費も発生する。）

また、以前消費の加速を目的に定額減税を行なったが、直前に給与明細に減税額を記載するという手間が増えた割には、一人年 4 万円だけの減税では、消費も大して増えず、周囲も定額減税を知らないという声が多く、効果が薄かったと言わざるをえない。

消費者への還元、消費行動の加速を促すなら消費税減税が一番わかりやすく、たとえ期限付きでも効果が出ると考える。今は国内のお金の流れを増やし、消費を活性化させることによって経済の好循環を作るべきだと思う。

【要求】経済支援施策の公平性を求める。（中小企業・店舗への支援、低所得者層だけの支援施策ではなく、きちんと税金を支払っている層や企業への支援（減税など）も推進していただきたい。）（新規）

【趣旨】飲食店や中小企業への支援金や、低所得世帯のみに現金を給付するようなバラマキはやめていただくよう、国に要望してほしい。厳しい言い方だが、先の展望があまりに見えない会社や店舗が存続させるために支援金を出し続けることは、新たな雇用や営みが生まれる事を阻害している。失業した人には、失業保険、生活保護などの制度を活用し、職業訓練などで、これからの社会がより必要としている仕事に従事する流れを推進して欲しい。また、これまでも低所得世帯にはかなりの給付金などを出し続けており、きちんと働いていても苦しい世帯にはほとんど支援がない状況である。ぎりぎり「低所得世帯ではない」くらいで働く世帯こそ本当に苦しいのではないか。みんなに届く経済支援政策（例えば減税など）にしていきたい。

【要求】ガソリン税暫定税率の撤廃（継続・表現変更）

【趣旨】暫定としているにもかかわらず期間を設けず、当初の目的であった道路整備のための一時的な財源確保政策だったのに、50 年以上続けられ、今まで見直し論議がなかったことが異常である。最低限の指標または明確な目的を示すことができないのであれば、廃止とすべきである。これにより物価高の抑制にも寄与でき、経済効果が出ると考える。

○エネルギーコスト軽減政策

【要求】エネルギー政策の再構築について（様々なエネルギー（発電方法）のベストミックスと電力供給の効率化システムの構築促進）（継続）

【趣旨】電気料金高騰で国民生活への負担が増加している。一方、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーにおいても課題が浮き彫りとなり、安定的かつ効率的なエネルギー供給の確保が急務と感じる。また、火力発電に依存する電力会社と、そうでない電力会社で電気料金に差が出てきていると思われる※。限られた資源しかない日本で環境負荷を抑えながら、安価なエネルギーの安定供給を行っていくためには、様々なエネルギーのベストミックス（火力発電、再生可能エネルギー（風・水・地熱・太陽）、新規制基準に適合した原発の再稼働）の推進と、ビッグデータやAI、蓄電池を利活用して効率の良いエネルギー供給を実現するシステムの構築が必要である。

※日経記事 1/30 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQ0UC304UZ0Q5A130C2000000/>
東電 8,218 円（+44 円：3 月値上げ分） 関電 7,014 円（0 円値上げ無）平均使用量の価格

<その他各種経済活性化関連>

【要求】都市OS（データ連携基盤）の利活用支援による経済活動維持・活性化（新規）

【趣旨】スマートシティ実現（都市OS※）のためデータ連携基盤※の導入が進んでいるが、オープンデータを掛け合わせただけでは利活用に限界がある。企業が保有している詳細なデータやシステムデータを使用するとなると莫大な費用が発生する。データの利用ハードルを下げるため、データ連携しやすいシステムを開発する際に補助金を出す、あるいは共通規格を定めて一部の業者の囲い込みを防ぐなど、神奈川県や政令指定都市が主導で進めるべき。都市OSの実現は様々なムダを省き、市民の安全・安心をより高め、持続可能な未来都市の実現には不可欠と考えている。

※都市OS（オペレーションシステム）：単にデータ連携基盤やシステム基盤であるだけでなく、情報収集、発信、管理、分析も行う。監視カメラやセキュリティゲート、道路の通過履歴や駐車場の空き状況など、あらゆる情報が入力され、AI解析し、問題個所を制御することが実現できる。

例：①交通渋滞：その原因を特定し、渋滞を解消するため信号機を制御する。

②遠隔操作によって人々の行動や機器の動作を制御。（空き巣などの動きがあれば、サイレンを鳴らしたり、店のシャッターを下ろして防御したりできる。また自動運転による渋滞解消などもよく上がる事例である。）

③デジタルサイネージやエレベータなどをコントロールし、混雑個所の回避行動を促したり、稼働が少ない箇所の消費電力削減などを実現。

※データ連携基盤：自動運転やキャッシュレス、遠隔診療、防災、防犯、渋滞問題などを、ビッグデータ・AIなどで実現・解消するための施策。各都市や各分野で規格がバラバラでは他のサービスとのデータ連携が難しく、それぞれのサービスで同じ情報を何度も入力する手間が生じてしまうため、「スマートシティリファレンスアーキテクチャ（都市OSの要件）」として政府が2020年3月に発表。これに沿って設計していくことで、データ連携ができるようになった。

【要求】中小企業に対する適正な価格転嫁推進の積極的な助言および指導（新規）

【趣旨】経済や企業の発展には人財が必要不可欠であり、その人財が安心して働くことが出来る企業体質を維持させるためには労務費の適正な価格転嫁が必要である。企業や事業所の自助努力だけでは限界があることから、政策・制度の観点から強力な推進を求めるものである。

【要求】 新技術開発のための規制緩和・行政特区導入に向けた取り組み（継続）

【趣旨】 自動運転やドローン活用、信号のスマート化等による交通渋滞緩和や輸送効率化の推進には、車両情報や送付先等の個人情報を利用した社会実験がより重要となる。また、道路や航空管制の使用許可など、日本国内においては実証実験をするまでに規制などの阻害要因が多いため時間がかかり、世界競争で勝てない現状がある。

新しい技術を産業化するための社会実験を促進するべく、神奈川県において特区を設けるなど、規制緩和を促進・拡大していただきたい。

雇用・労働（雇用・労働政策/ワークライフバランスの推進政策/障がい者・外国人労働者に対する雇用政策/非正規労働者政策/男女平等政策） 4 件

＜仕事と家庭の両立関連＞

【要求】 両立支援制度等の更なる拡充（企業労使の自助努力以外の部分）（継続）

【趣旨】 男性の積極的な育休取得と取得期間の延長を促進し、妊娠・出産や育児などを経ながら男女がともに就業継続できる環境や、介護離職をなくす環境の整備に向けて、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の周知・徹底とともに、とりわけ中堅中小企業における両立支援制度等の充実、働き方の見直しを含めたワークライフバランスの取り組みの促進・支援など、施策の拡充を検討いただきたい。企業も自助努力で取り組んでおり、啓発や、環境を整備した企業にはより支援金や減税などで支援するなど、官民での取り組みを加速してほしい。

＜障がい者関連＞

【要求】 障がい者を雇用する企業、及び企業内で障がい者を指揮・監督する管理者（上長）への指導・教育の義務化とその徹底（新規）

【趣旨】 障がい者雇用率向上に対する取り組みが優先され、実際に配属された職場の管理者が適切な教育を受けていないために、障がい者に対して十分な配慮がなされなかったり、健常者と同様に取り扱われて業務についていけずに退職されることを防ぐためのものである。企業労使でも取り組んでいるが、まだまだ浸透していないところも多いと聞く。啓発をはじめ行政からの指導もお願いしたい。

＜エイジフリー関連＞

【要求】 神奈川労働局も掲げる「同一労働同一賃金」の促進による、高年齢雇用継続給付金の早期廃止を求める。（継続）

【趣旨】 高年齢雇用継続給付金については、2025 年から段階的に縮小し将来的には廃止されることになっているが、具体的な廃止年は決まっていない。多くの企業は 60～65 歳までの再雇用者の賃金について、高年齢雇用継続給付金に頼り 61%以下に設定するケースが多い。（本年 4 月から変更）しかし、本来、賃金は「同一労働同一賃金」や、採用している企業が増えている「ジョブ型」のように、年齢や性別に関わらず職務に応じて支払われるべきである。高年齢雇用継続給付金があるからといって、支給される金額まで賃金を下げるべきではない。60 歳以降の労働者のモチベーション維持・向上のためにも、職務に応じた賃金が得られるよう、それを阻害する要因の一つになっていると思われる、高年齢雇用継続給付金の早期廃止を求める。

【要求】定年時期の後ろ倒し（継続）

【趣旨】働ける体力・能力があるにもかかわらず定年を迎えてしまい正規社員でなくなる人が多い為、定年時期の後ろ倒しを要求する。

福祉・社会保障（福祉・社会保障政策/子育て支援政策）14件

<福祉全般>

【要求】介護職員の待遇改善と地域格差改善を国に求めている。（新規）

【趣旨】労働者が安心して働くためには介護職員の人手不足はますます社会問題化している。

特に介護職員の離職率は多少改善されているものの高い傾向を維持したままという見方もある。定着しない一つの要因として待遇が良くないことが挙げられる。待遇改善を求める。また、地域によって介護報酬の乗率に差があることが、報酬の良い地域へ転職してしまうことで、低い地域の人手不足が深刻になっているとも聞いている。（例：町田2級地、隣接する相模原は4級地）この地域間格差は、国が重要課題とする「都市部への一極集中の解消」と逆行するような制度になっており、ぜひ早期に解消いただきたい。

<障がい者関連>

【要求】就労している障がい者全員が障害基礎年金を受給できるようにしてほしい。（継続）

【趣旨】20歳になると障がい基礎年金の受給申請が行えるようになっているが、現在就労者に関しては、受給出来ないケースが増加している。知的障がい者で手帳A2の特別障がいの方たちは、就労していても受給申請が通りやすいが、B1・B2になると受給が出来ないケースが多くなっている。現在、手帳の障がい程度が違っていても、殆どの就労者が賃金を最低賃金で受給しており、そこに収入の格差が生じている。また、働ける能力がある障がい者が収入面を含めて魅力を感じなく働かないケースも増えてきており、今後、就労者希望者が減って行き、たくさんの労働力が失われていく危険が大きい。障がい者の方たちが、働く意欲を持つためにも就労している人達全員が、障害基礎年金を受給出来るようにしていただきたい。

【要求】障がい者就業・生活支援センターの充実（継続）

【趣旨】昨年、一昨年と要求し、都度、非常勤職員の配置、精神保健福祉士の配置など、県には継続して人員補充に取り組んでいただいております。感謝の声が上がっている。一方で、まだまだ担当者1人あたりが対応する利用者の数は多く、なかなか手が回らない状況が続いているという声も聞いている。各センターでも自助努力で人員補充に取り組んでいるが、引き続きの支援を進めていただきたい。

<子育て支援（環境整備・全般）関連>

【要求】放課後児童クラブの充実、運営費の支援（継続）

【趣旨】古くて狭い空間で子供たちがのびのびと放課後を過ごせるかという疑問がわいてしまう児童クラブがある。過ごしやすい環境整備の支援をすることで、親としても預けたい児童クラブが増えることを望む。

<子育て支援（費用助成など）関連>

【要求】（神奈川県）保育料、小中高校の教育費、給食費の無償化、および子育て支援策・施設などの、東京都との格差を是正すべく拡充いただきたい。（継続）

【趣旨】東京都との格差を是正すべき。ぜひ、地域間格差をなくす取り組みを国に要望してほしい。この地域間格差は、国が重要課題とする「都市部への一極集中の解消」と逆行するような状況になっており、ぜひ早期に解消いただきたい。

- ・保育料、小中高校の教育費、給食費の無償化
- ・東京都と同水準の子育て支援の拡充
- ・子育て支援に向けた施設の拡充（育児支援施設・図書館・体育館）

【要求】児童手当の第一子／第二子の増額や「第三子までいる世帯の大学無償化」を改善してほしい。子供の数で手当に差をつけるのではなく、第一子・第二子を育てる中でゆとりを感じ、「これなら第三子を授かっても大丈夫だ」と思える環境づくりが真の少子化対策だと思う。（継続）

【趣旨】3歳から高校生年代までの第一子、第二子の児童手当（3才～高校）：10,000円⇒30,000円へ20,000円の増額。または最低でも5,000円の増額※。第三子から児童手当が全期間3万と手厚くなるが、少子化対策の効果は小さいと思われる。第一子と第二子を育てた経験の中で、それでもお金に余裕を感じて、はじめて第三子を検討するからである。子供1人～2人で家計がかつかつなのに、第三子までと思える心境にはならないと思う。また、子供は年齢を重ねるごとに食費や学費などでさらに費用がかかるときなのに、1.5万→1万に減額することも厳しい。同様に「第三子までいる世帯のみの大学無償化」もそもそも、第二子までで「もう経済的に厳しい」となってしまったらそこで終わってしまうと思われる。第二子まででの支援を先に拡充すべきである。

※最低でも5,000円の増額を要望しているが、3歳未満が15,000円なのに対して、3歳以降から10,000円と減額されるからである。

【要求】給付型奨学金への完全移行（過去あり）

【趣旨】昨今、大学への進学率が高くなっており奨学金を活用するケースが増えている。一方で卒業後の返済による経済的負担を懸念して進学を断念するケースが散見されることから、経済格差等による学ぶ機会喪失を回避させるためにも給付型奨学金への全面移行を求めるものである。

<高齢者福祉・介護支援関連>

【要求】介護サービスの利用要件緩和（継続）

【趣旨】現在の介護制度では、要介護者に同居人が居る場合は受けられないサービスが多い。同居人がフルタイムで働いていると、仕事の他に相当量の介護もこなしている。同居人がフルタイムで働いている場合（パートタイムでも勤務時間に応じて）でも、一人暮らしの要介護者と同等レベルか、或いは少し割り引いたサービスを受けられるようにして欲しい。障がい者についても同居人が居ると受けられないサービスが有るので、こちらも同様に考慮して欲しい。国としては在宅介護を推奨しているが、「同居人が居るとサービスが受けられない」制度が障壁となり、高齢両親と同居せず、介護施設に預ける例が有るように思われる。

【要求】高齢化社会に対する対策（継続）

【趣旨】高齢者の一人暮らしが多くなっている中、ＩｏＴを活用するなど、行政のサービスによる見守りなどの対策を行い、誰もが安心して生活できる社会環境整備を要求する。

<医療充実関連>

【要求】デジタル技術を活用した予防医療の強化（過去あり）

【趣旨】医師などの人手不足や高齢化などで病院に行きたくてもいけない人のために、デジタル技術（ウェアラブルデバイス、遠隔診療、ＡＩ診断など）の活用及び推進をしていただきたい。

【要求】血液のＡＩ分析による疾病発症リスクの予測の普及（新規）

【趣旨】医療費の適正化や保健師の国保業務の削減のため、血中のたんぱく質からＡＩを用いて将来の病気のリスク予測を行うサービスを導入している自治体（熊本県荒尾市など）がある。医療費を削減し健康保険料の引き下げにつなげるため、神奈川県や各市町村での導入を検討していただきたい。

【要求】未病産業創出の取り組みや周知の更なる強化（継続・追加）

【趣旨】神奈川県は、未病の取り組みについてのリーダーシップを発揮すべきである。従来の予防・診断に加え、心身全体の状態を最適化する「未病の改善」に繋がる商品やサービス等、健やかに生きる「価値」を創造する産業を「未病産業」とし、神奈川県発の産業として確立すべきである。

例えば、生活習慣病検診結果のビッグデータをＡＩで分析し、各個人のオーダーメイド医療、ユーザビリティの高いスマホアプリ等の健康チェックツール、医療分野におけるＩＣＴ技術、などの利活用を更に推進することを要求するものである。医療分野の福利厚生の実施など、健康経営を推進している民間企業への健康保険料の拠出金の優遇などをも併せて検討していただきたい。

【要求】不妊治療助成金の拡充（過去あり）

【趣旨】現状、保険適用で不妊治療ができるようになっているが、助成金については各自治体に任されており、助成金の有無は住んでいる自治体によって異なっている。予算編成および助成金の決定は各自治体主導ではあるものの、ガイドライン（最低ライン等）を国主導で設定することにより、居住地域による格差を軽減した助成金支給を推進していただけるよう、国に要望いただきたい。

【要求】「フードバンク」「フードドライブ」の普及啓発（新規）

【趣旨】「フードバンク」「フードドライブ」の普及啓発にあたり、自治会に対する防災備蓄品の入れ替え活用の呼びかけ、フードドライブ回収拠点（スーパーなど）での掲示・館内放送など、様々な手法を通じた取り組みを要望する。

社会インフラ（社会制度政策/交通政策/情報通信政策） 6 件

【要求】 駅における安全策の設置（過去あり）

【趣旨】 人身事故が頻繁に発生している。経済的な損失も多く、また遅延によりホームで待っている人があふれかえることで危険な状態になることもある。県内全駅への早期の設置を求める。

<道路・街路関連>

【要求】 使用頻度、近辺の住民数に応じた「信号機」の設置（新規）

【趣旨】 横浜市青葉区の例では、人が多い割には信号が少なかったり、車道優先の押しボタン信号※になっていたりと、使いにくい歩道が多く感じる。

※時間切り替え信号（一般の信号）は 90 秒で切り替わるのに、車道優先の押し信号だとタイミングによっては 3 分以上も信号が変わらない場所がある。

【要求】 横断歩道・交通標識の蛍光化（新規）

【趣旨】 信号が少ないため「横断歩道のみ」の場所が多い。また外灯が横断歩道を考慮せず立っているため、暗くて横断が厳しい場所もある。横断歩道や交通標識を「蛍光塗料」にして目立つ様にしていただきたい。特に高齢者は周囲が暗くなると足元が見えにくくなる。

【要求】 すべてのバス停留所に屋根、あるいは待合所の設置（継続）

【趣旨】 バス待機時の雨や暑さを防止するため、屋根や待合所の設置を求める。

<交通・マナー関連>

【要求】 高齢者ドライバーの事故を未然に防ぐ環境整備（継続）

【趣旨】 近年、高齢者ドライバーの事故が増えている。サポカーの更なる普及、運転能力の定期的なチェック、移動手段となるタクシーの補助金制度や公共交通機関の整備等を要求する。

<防災関連>

【要求】 地域住民以外に向けた防災・避難情報の提供（過去あり）

【趣旨】 自然災害による被害が増大する近年、防災情報・避難情報についてはほとんどの自治体で住民向けの情報提供手段が確立されている。

しかし、旅行、出張等で外から訪れている人の被災を想定した情報提供手段が進んでいないのが実情であり、そういった課題を解消し、非常時に誰でも情報を入手できる仕組みづくりを要望する。

環境・エネルギー（環境・エネルギー政策/食料・農林水産政策/消費者政策） 1 件

【要求】 エネルギー政策の再構築について（様々なエネルギー（発電方法）のベストミックスと電力供給の効率化システムの構築促進）（継続）

【趣旨】（電気料金高騰で経済政策の項目でも要求しているが、環境面でも要求する。）

太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーにおいても課題が浮き彫りとなり、安定的かつ効率的なエネルギー供給の確保が急務と感じる。一方で、近年の異常気象や、

脱単組社会に向けた政策の推進は急務であると感じている。限られた資源しかない日本で環境負荷を抑えながら、安価なエネルギーの安定供給を行っていくためには、様々なエネルギーのベストミックス（火力発電、再生可能エネルギー（風・水・地熱・太陽）、新規制基準に適合した原発の再稼働）の推進と、ビッグデータやAI、蓄電池を利活用して効率の良いエネルギー供給を実現するシステムの構築が必要である。

教育・人権・平和（人権・平和政策/教育政策/国際政策） 5件

<教育（教育プログラム）関連>

【要求】グローバル化に対応した英語教育の整備（新規）

【趣旨】日本の教育カリキュラムには英語教育が組み込まれており、年々拡充されてはいるが、2023年度版EF EPI英語能力指数ランキングによれば、日本は113ヵ国／地域中88位と、世界的にも「低い英語能力」の国と位置付けられる。

英語教育を熱心に行っているにもかかわらず英語能力が上がらないのはなぜか、原因を分析した上で、教育カリキュラムの見直しを行い、実践能力向上を重視した教育の整備を進めることを要望する。

【要求】GIGAスクール構想やデジタル教科書導入に関する客観的な検証の充実（新規）

【趣旨】GIGAスクール構想は5年目となり、デジタル教科書導入に関して、関与する企業の利益誘導や、教育関係者の政治的立場、ならびに思い込みではなく、子どもたちに優れた学習環境を提供し、能力開発に大いに寄与することを目的としたこの取り組みの事実に基づいた効果の検証・議論を重ねてほしい。授業によっては紙を用いた方がよい、電子媒体の方がよい、など現場での活用のメリハリやノウハウの蓄積もできてきていると思われ、ぜひ5年目を節目ととらえ、検証・公開してほしい。

【要求】若い人たちへの情報社会に対する基礎の向上（継続・ネットリテラシー教育）

【趣旨】近年、小学生でも携帯電話を所持している中、ネットでの犯罪に巻き込まれる恐れが多々ある。小学生のうちからネット環境でのリスクに対する教育を行うよう要求する。

<国際政策>

【要求】外国人旅行者・滞在者に対する政策（新規）

【趣旨】横浜、鎌倉、小田原・箱根など、県内には人気スポットが多くある。外国人旅行者によるオーバーツーリズム、局地的物価の高騰、外国人滞在者による犯罪の増加等の問題の解消に取り組んでほしい。一方で、観光大国を掲げており、国にとっても大事な政策でもある。単に二重価格を設定する、入国審査で人数制限するなどの案もあるが、海外の人気観光地の取り組みを踏襲することも検討してほしい。

（ハワイ：人気スポットの予約制、イタリア：写真撮影での長居は罰金の対象）

【要求】国際政策について（新規）

【趣旨】近年、国家間の摩擦が高まっており、横須賀でも緊張を抱く声が聞こえる状況である。防衛費の増額や外交政策の推進といった選択肢が議論されていますが、どちらに注力する場合であっても、統一性のある明確な政策を策定し、国民が安心して生活できる環境の整備をお願いしたい。

行財政（政治政策/行財政改革政策/行政サービス政策） 6 件

<行政サービス政策>

【要求】 行政手続き及び届け出情報のD X化における共通プラットフォーム化（継続）

【趣旨】 行政に対してそれぞれの手続きや届け出をする際、W e bによる手続きにおいても同様だが、同じ内容の書類を都度提出する必要がある。これは、個人情報保護の観点で情報連携が難しいのであれば、連携ができるように仕組みを変えて欲しい。

【要求】 デジタル化の推進（継続）

【趣旨】 効率化が低いと思われる学校や市町村の役所のD X化を推進し、働きやすい職場づくりと業務効率を引き続き取り組んでいただきたい。役所に勤める方々はいまだに紙帳票や電話文化が多いと聞いており、チャットができるだけでもかなり進むと思われる。

【要求】 マイナンバーカードの普及促進と各種情報への紐づけ、各種手続きの簡略化について（継続）

【趣旨】 マイナンバーカードの普及促進により、健康保険、免許、住民情報、確定申告、補助金申請等の行政手続きの簡略化を図ってほしい。マイナンバーカードを作成したものの、それによって世の中が便利になった感があまりない。セキュリティの確保という意識的な課題があるものの、紐づける情報が増えれば増えるほど、多くの手続きが簡略化され则认为る。

<行財政改革政策>

【要求】 インボイス制度等の政策の必要性のさらなる周知徹底と、インボイス対応業務のさらなる効率化に向けたツールの導入に対し、補助するなどの支援策を求める。（継続・前回は経済政策）

【趣旨】 インボイス制度導入により、対応する担当者は時間を要している。さらには、「STOP！インボイス」などの署名活動もかなり実施されていた。しかしながら、このような中でも、国民や企業がみんな平等に納税する仕組みを確立できるのなら、我慢して取り組むべきであり、必要性をもっと周知徹底すべきである。しかしながら旗振り役だった自民党で収支報告書不記載の政治資金問題がくすぶったままで、不公平感がぬぐえていない。

政治家はまず自分たちのルールをインボイス制度並みにしっかりした制度にして、その上で、導入の必要性をもっと伝えていく必要がある。さらにはやはり、現行でも制度が導入されているが、制度に対応する作業効率化ツールやシステム導入への補助金充実など、より前向きに取り組める環境整備への支援を求めたい。

<政治政策>

【要求】 選挙投票方法の環境整備（継続）

【趣旨】 若い世代の投票率低下防止の一環として、インターネット投票等、投票しやすい環境整備の要求をする。

【要求】 真に必要な行政実現のため投票率向上を図る（継続）

【趣旨】 国政や地方選挙において高齢者以外の年齢層の投票率低下が重大な課題と認識されているが、具体的な対策が取られていない。今後の日本や地方の行政が真に必要な取り組みを行なうためにも、全ての年齢層の意見を取り入れる手段として投票率の向上に取り組むことを求めるものである。

自動車総連

経済・産業（地域経済政策、産業政策、中小企業政策）

1. 国内事業の維持・強化に向けた税への対応

- ①国内事業基盤の維持・強化と国内立地の確保、および海外メーカーとの公正な競争条件確保の両面から法人税の実効税率の確実な引き下げを求める。また、中小企業への特別な税制優遇措置も求める
- ②グローバル展開の基となる生産拠点として国内に残すべきマザー機能の維持・強化に向け、競争力の源泉である研究開発費や設備投資を促す環境整備やインフラの整備等に加え、優れた技術がビジネスにつながる規制の合理化・整備の推進を求める

2. 中小企業の経営基盤の確立に向けた、各種支援策の強化

- ①国内生産の空洞化回避のため、産業実態の把握と地域経済活性化の観点を踏まえ、中小企業を対象とした金融支援制度や雇用維持のための助成金制度や設備投資・研究開発投資への支援を拡充させる
- ②「人材の確保・育成」の支援のため、中小企業労働力確保法に基づく各種助成制度の活用促進や優遇税制等経費の負担軽減措置など、中小企業にとって実効性ある総合的な施策を構築する
- ③中小企業に対して、産官学の連携を強化し人材投資促進税制の復活を求めるとともに、人材の育成者を輩出する仕組みを担保することで、人材の確保・育成に関する支援措置の拡充を求める
- ④中小企業に対するサービスを一元化する窓口である「中小企業支援センター」の役割を拡充するとともに、ワンストップ相談窓口である「よろず支援拠点」の活用推進とサービスの向上を求めるとともに大企業のサプライチェーンマネジメントの指導強化を求める
- ⑤社会基盤やあらゆる産業におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の実現に向けた環境整備を積極的に支援する。とりわけ、全ての産業におけるデジタル化の実態把握をはじめ、すべての産業・企業に対するIT人材育成を含めたデジタル化の導入促進の強化、中小企業におけるDXの支援を充実させることを求める

3. 公正な取引ルールの整備

- ①国、地方自治体は、個人情報取扱事業者等における実効ある個人情報保護を支援するとともに、個人情報保護の状況把握に努める
- ②経営者団体と連携した海外展開をめぐる課題解決支援の拡充など、政府・自治体・公的支援機関等へサービス向上とあわせて支援策の周知を求める

4. クリーンエネルギー自動車の普及に向けた政策

①電動車の普及に向けたインフラの整備

【補強】

- 1) 幹線道路や高速道路における非接触充電などの道路の高度化やさらなる水素ステーション・急速充電器などの新規設置・保守の整備、並びに過去整備した設備の定期的なメンテナンスやその維持コスト低減を求める。また実施にあたっては、国・地方自治体が連携し、バス等の公共交通を優先に電動化を進める等の計画的な対応を求める

②電動車の普及に向けた環境整備

- 1) 充放電システムや定置型蓄電池などに対する開発および普及は、スマートグリッド等の次世代エネルギー社会システムの構築に重要な役割を果たすことから、推進に向けた政策支援を求める
- 2) グローバル競争に打ち勝つためにも、電動車開発への財政的支援（先進技術への設備投資・開発研究費の補助）および、政策的支援を求める

【新】

- 3) 資源を循環して活用するサーキュラーエコノミーの動きを加速させ、産業を超えて需要が拡大している電池の回収・再利用の促進を求める

雇用・労働（雇用・労働政策、ワークライフバランスの推進政策、障がい者・外国人労働者に対する雇用政策、非正規労働者政策、ジェンダー平等政策）

1. 雇用労働環境の変化に対応するワークルールの整備と確立に向けた集团的労使関係の構築

- ①労働者保護の視点から、内定取り消しの法理など確立した判例法理を条文化するなど、労働契約法の内容を強化し充実化する
- ②長時間労働を是正し、ワークライフバランス確保に向けた施策を推進する

2. 若年者、女性、高齢者の雇用対策を強化する

- ①すべての若者への良質な雇用・就労機会の実現に向けて、労働条件の的確な表示の徹底、若者雇用促進法を踏まえた職場情報の提供、正社員転換を促進する
- ②女性が就業を継続できる環境を整備する
- ③人手不足が深刻な状況にあることから行政による運用状況の把握と指導を徹底するなどして、高齢者雇用安定法に定める雇用確保措置を確実に実施し、希望する者全員が65歳まで働き続けられる環境整備を図るとともに、職場環境整備を行う事業主に対する助成措置や税制優遇措置を拡充する
- ④少子高齢化による労働人口の減少により、人材不足が更に加速することからも、AIを活用した業務の簡素化や自動化を進められる環境を整える

3. 企業のグローバル化にともない、外国人労働者が増加しており、住みやすい街づくりにむけた環境面での対応や複雑な行政サービスの見直しを推進する

4. 有期契約労働者の保護及びより均等な処遇に向けた法整備を図る

5. グリーン化の推進に伴う経済・社会情勢の変化への対応

- ①急速なグリーン化の推進は、内燃機関エンジン開発事業など、特定の事業に対する多大な影響が推測されることから、規制強化の際は産業界の意見も踏まえた激変緩和措置を求める
- ②目指す低炭素社会の姿・方向性について、国民的な合意形成を行なうとともに、特定の業界に留まらない政策インセンティブの導入などを求める

6. 最低賃金の取り組み

<地域別最低賃金>

- ①地域における労働者の生計費および賃金水準を十分考慮しつつ、賃金の底支え機能を果たし、セーフティーネットとしての実効性を高めるための環境を整える
- ②監督体制の抜本的強化をはかり、違法事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化等、最低賃金制度の実効性を高める

<特定最低賃金>

- ①各地方最低賃金審議会において、公労使の審議会委員、専門部会委員が制度について共通の理解に立って審議に臨むための勉強会を都道府県労働局が開催することを求める
- ②当該産業労使の意見を必要性審議に適切に反映させる

福祉・社会保障（福祉・社会保障政策、子育て支援政策、医療・介護・地域福祉）

1. 「働くことを軸とする安心社会」実現を目指し、全ての世代を支える持続可能な社会保障制度確立のための「社会保障・税一体改革」を推進する
2. 誰もが安心して子どもを生み育てられるよう、子ども・子育てを社会全体で支える仕組みを構築する
 - ①子ども・子育てを社会全体で支える第一歩として、「子ども・子育て関連3法」の着実な施行のための取り組みを進める
 - ②保護者の経済的負担の軽減をはかるとともに、子供の人権を守り、子どもの豊かな育ちの環境を確立する
 - ③質が確保された待機児童の解消と、質の高い保育等のサービスの提供のため、幼稚園教諭、保育士等の人材確保の取り組みを進める
 - ④年収に関わらず子供手当の支給額の見直しや高校まで授業料を無償化することで家庭の経済的負担を軽減させる諸制度を充実させる
3. 皆保険を堅持しつつ持続可能な医療保険制度の確立に向け、保険者機能を十分に発揮でき、生活保護受給者を含めたすべての人が加入する公的医療保険制度に再構築する
4. 働きながら介護を行う労働者が、仕事と介護の両立を図ることができる諸制度を充実させる

社会インフラ（インフラ政策、交通政策、防犯・防災政策）

1. 交通事故死者ゼロを目指し、人・車・交通環境全ての安全対策を推進することで、より安全・安心な交通社会を実現する
 - ①幼児から高齢者に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行う
 - ②交通政策基本計画と整合の取れた自転車活用推進計画を定め、自転車利用者に対しては、走行ルールやマナーの向上を徹底するとともに、自動車との共存を前提とした相互の特性について理解を深めることで事故防止に努める。また児童・生徒に対しては、将来の運転者教育の基礎として自転車の安全利用を啓発する
 - ③より安全な交通社会の実現に向け、運転マナー講習や交通安全教育を学校の必須科目として実施することを地方自治体に求める
 - ④交通事故ゼロに向けたIT技術や最先端技術開発（自動運転技術等）を推進する
 - ⑤高齢者による事故が多発している状況から免許返納の促進活動に加え、返納者に対する割引制度の拡充を図る
2. 「まちづくり」における交通事故抑制のポイントを明確にし、そのまちの交通事情に合ったまちづくりを実現する
 - ①対策が必要とされた危険な通学路を初めとし、歩道整備等の安全対策を推進する
 - ②道路拡張を含めた自転車専用道路や駐輪場の整備といった基盤整備を引き続き進めるとともに、自転車・特定小型原動機付自転車（電動キックボード）・歩行者が共存できるような道路環境を推進する
 - ③ガードレールの設置などによる歩者分離の推進や、生活道路における最高速度制限や主要幹線道路における最低制限速度を設けることで、道路性能に応じた明確な機能分けを行い、より安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現を図る
3. 自動車などの交通モードのベストミックスを実現する「交通政策基本計画」の着実な推進・実行を通じ、徒歩、自転車、自動車、公共交通等の多様な交通モードの特性を活かした、移動の円滑化・活性化を目指すとともに、自動車産業の持つ高い技術やノウハウをより一層活かすための基盤整備を進め、国民生活の安定的向上および国民経済の健全な発展を図る
 - ①渋滞原因のみならず、歩行者も含めた安全確保の観点から、路上駐車を防ぐために、市街地の商業施設周辺の整備（駐車場＜含二輪車＞・特定小型原動機付自転車＜電動キックボード＞・荷捌き場）を促進する
 - ②モダルシフトの推進を図る際に、拠点間のアクセスを良くする道路整備も併せて実施する
 - ③慢性的な渋滞解消に加え、環境問題への対応という観点においても、カーシェアリングなど地域事情に応じた自動車の利用形態の見直しも検討する
4. 道路などのインフラ整備・活用、道路整備を推進する
＜道路整備のあり方＞
 - ①地方の生活道路においては、単に「費用便益」だけで判断することが困難なケースもあるため、その基準づくりにおいても民意を反映する
 - ②あらゆる道路整備についてさらなるコスト低減を図るため、道路構造令や地方への補助金交付制度など道路整備に関する各種法・制度を、インセンティブが働く見直しを求める

- ③道路新設の段階から耐震設計を織り込むことや、自動運転などの中長期の技術発展を見据え、ITSとICTなどを含む道路の高度化と、充電設備や水素ステーションの設置等インフラ整備の拡充を図っていく
- ④老朽化が進む道路や橋梁等は、近い未来、抜本的な修繕が集中し多大なコストが発生する恐れがある。将来発生する修繕コストを抑制し、同時に災害に強い道路としていくため、現時点から予防保全に維持・補修を推進することを求める

＜地方都市における道路・交通政策＞

- ①医療、介護、教育、生活物資調達などの各機能へのアクセスの利便性を高め、地域住民が多様な交通モードを一体的に活用できるよう、ベストミックスをはかる
- ②地域生活・経済の活性化の観点からも、中心市街地の活性化は重要であり、既設公共機関の利便性確保という点を含め、周辺地域からのアクセス性を確保するために中心市街地との結節性を高めた幹線道路整備を推進する
- ③幹線道路の交通安全および渋滞緩和対策の右折レーン延伸や歩道の整備などの道路改良、視線誘導線などの交通安全対策の促進をはかる。特に片側一車線、対面通行の有料道路について、安全確保の観点から、早期にワイヤーロープ防護柵の設置を求める
- ④生活道路への不必要な車両の流入を防ぎ、事故抑止につなげるためにも、市街地における歩車共存をはかるための既存道路の利活用と安全確保を推進する。歩行者の安全確保をした上で、既存道路をそのまま利活用できる歩車混在をベースとした「ゾーン30」や、歩車分離式信号機の設置など、総合的な交通安全対策を強化する

5. 二輪車の普及促進と有用性を発揮できる環境整備

- ①グローバル競争力を高めるために、「車両区分」や「免許制度」の国際調和を目指し、経営者団体、関係団体、地方自治体と連携し政府に規格の統一化を求める
- ②環境対応の面から、ユーザーにとって買い替えの動機づけとなる「二輪車の最新規制適合車に対する普及促進策」の創設を求める

【新】

- ③二輪車は大規模災害時に道路が寸断された際の避難や、その後の救護活動にもその機能性を活かして有用であり、利活用する

【新】

- ④二輪車の安全確保のため、プロテクター装着の普及促進を進めるとともに、購入補助金などの助成制度を求める。同時に、それら備品の保管場所も考慮した二輪駐輪場の整備・拡充を求める

環境・エネルギー（環境政策、エネルギー政策、食料・農業政策、消費者政策）

1. 短期的に安定的なエネルギー供給を図るための政策推進

- ①既存発電設備の有効活用によるエネルギー供給の確保を求めるとともに、水素などの次世代エネルギー開発の推進を求める
- ②無理のない省エネによるエネルギー需要の抑制を求める
- ③政府に対し、原子力施設のみならず、火力発電所、送変電設備、ガス施設、製油所等の主要なエネルギーインフラ施設の安全対策及び大規模災害時におけるライフライン確保・国民生活の安定化策を強化することを求める
- ④再生可能エネルギーを有効活用するためのインフラ整備や、実施に必要な法改正、取り組みスケジュールの明確化を求める

2. 中・長期的に原子力エネルギーに対する依存度を低減し、最終的には原子力エネルギーに依存しない社会を目指すための政策の推進
 - ①中・長期的に原子力エネルギーに対する依存度を低減していく中で、一定の産業構造変化が不可避であることから、技術者の育成確保と並行し、「公正な移行」のための教育訓練などの支援を行う
 - ②太陽光発電と蓄電池の補助を増やし普及の後押しとなる補助金の拡充を求める
3. 次世代エネルギー社会の構築
 - ①燃料電池車、電気自動車、ハイブリット車、天然ガス自動車等のクリーンエネルギー自動車や燃費効率の高いディーゼルエンジン等の開発・普及促進のための支援を行う

教育・人権・平和（教育政策、人権・平和政策、国際政策）

1. 教育の機会均等を保障し、すべての子どもたちに学べる教育環境を整備する
2. 道徳教育を拡充し「自立した個人」としての人間形成と人権意識を高めるための基礎的な教育を進める
3. 社会的養護が必要な子どもたちに対する施設の拡充や職員配置など、必要とされる整備の推進
4. 国際化が進む中、異文化交流する機会を増やすことで、様々な文化に触れ、人権のあり方や世界に通じる教養を学べる環境を整備する
5. SOGIに関する差別やハラスメントの根絶に向けた対策の推進を求めるとともに、ジェンダーへの正しい理解のための啓発活動の推進を図る
6. 「部活動の地域移行」により、これまで学校教員が担ってきた部活動の指導を「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」ことを推進すること。生徒のニーズの多様化、生徒数の減少に伴う部活動の縮小、教員数の減少と勤務負担増など地域の活動として位置づけ、地域の関係団体・事業者へ委託できる取り組みを進める

行財政（行財政改革政策、行政サービス政策、政治政策）

1. 自動車に係る税の負担軽減を図る
 - ①車体課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図る
 - 1) 自動車重量税は廃止を前提に、まずは「当分の間税率」を廃止する
 - 2) 自動車税・軽自動車税（環境性能割）を廃止
 - 3) 自動車税・軽自動車税（種別割／四輪車・二輪車等）の税額引き下げによる負担軽減措置を講ずる
 - 4) 複雑な車体課税を簡素化

②燃料課税の抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図る

- 1) 「当分の間税率」を廃止する
- 2) 複雑な燃料課税を簡素化する
- 3) タックス・オン・タックスを解消する

③自動車関係諸税の国税部分について、地方への移譲等を伴う負担軽減策を講じ、地方税収へ影響を与えないユーザー負担軽減を目指す

【新】

④車体課税は、次世代モビリティ（CASE）普及促進の特定財源化を図る

【新】

⑤燃料課税は、カーボンニュートラル促進に向けた特定財源化を図る

2. 自動車の使用に係るユーザー負担の軽減を図る

【新】

①自動車を安心して利用するために不可欠な自動車保険（任意保険）において保険料が負担となることから購入・保有の断念や簡素な保険内容にとどめざるを得ないことがないよう、ユーザー負担軽減として保険料の所得控除対象を求める

【補強】

②全国に張り巡らされた高速道路網を利活用することは、地域経済の活性化などにもつながるため、すべての利用者が負担軽減になることを前提に、償還期間や金利を実態に合わせて見直すこと等により、新たな料金体系を実現し、料金を引き下げていくことを求める

3. 公平・公正・納得の税制

①低所得者対策および有事における迅速かつ適切な給付のためのインフラとして、マイナンバー制度の活用により制度設計が可能となる給付付き税額控除を導入する

②将来的な総合課税化実現の前提となる金融所得を含めた正確な所得捕捉の実現に向け、国民が開設するすべての預貯金口座とマイナンバーの紐付けを行う

4. 地方分権について

①地方分権にふさわしい地方税・財政を目指して改革を行う

- 1) 地域による偏りが少なく安定的な地方税体系とする
- 2) 所得税改革と歩調を合わせ、地方住民税の人的控除を所得控除から税額控除に変える
- 3) 所得税の基礎税額控除の引き上げと歩調を合わせ、地方住民税の基礎税額控除（4.3万円→6.6万円）と税率（10%→11%）を見直す

U A ゼンセン

経済・産業

1. 工業用水事業が抱える課題の解決（重点①：継続）

【要請事項】

神奈川県は、市の工業用水事業が抱える課題と工業用水を使用するユーザー側の課題を共有し、経済産業省が進めるデジタル化技術等、広域化等、民間活用の一体的な促進について、国と市のパイプ役として積極的な支援をすること。

また、工業用水料金や需要水量については、当時利用者との契約水量を前提として、施設規模を決定して施設の建設を行っているため、現行の使用料との乖離がある。持続可能な料金水準について事業者への合理性・納得性の高いものとし、事業者の撤退・新規参入によって、既存事業者への影響がないようにすること。

【要請の背景等】

- ・工業用水は、これまで日本の産業発展、高度経済成長支えてきた産業インフラの重要な一翼を担ってきた。

特に神奈川県は川崎、横浜を中心に需要の大きな地域であるが、施設の多くは建設から50年以上経過し、老朽化による様々な問題が発生している等、本格的な施設の更新時期を迎えている。

一方で、工業用水利用事業者の企業努力による使用量削減や事業撤退などにより工業用水の需要は減少傾向にあり、需給バランスに大きな差が生まれており、工業用水事業経営が厳しい状況に直面している。また、老朽化更新にあたっては、需要に見合った能力にダウンサイジングする必要がある。

- ・工業用水事業者の経営改善には、「料金値上げ」があげられるが、一方でユーザー側からすれば事業の存続にも関わる大きな問題である。

現時点でも他の地域より料金の高い状況の中で、更なる値上げは、川崎、横浜から事業者が次々と撤退するリスクが大きいと考える。

- ・経済産業省では、こうした課題に対する対応について、デジタル技術等、広域化等、民間活用の一体的な促進を実施することで、コスト削減、業務効率化等を進めていくとしている。そのためには経済産業省と工業用水道事業者、工業用水事業者とユーザー等の様々なステークホルダーがコミュニケーションを強化し、共通認識を得てそれぞれが実行可能な取り組みを行っていく必要がある。

工業用水料金や需要水量については、当時利用者との契約水量を前提として、施設規模を決定して施設の建設を行っている為、現行の使用料との乖離がある。持続可能な料金水準について、事業者への合理性・納得性の高いものである必要があり、特に、事業者の撤退・新規参入によって、既存事業者への影響がないようにすべきである。

ステークホルダーのコミュニケーション強化に神奈川県として積極的に関与し、支援することをお願いしたい。

雇用・労働

1. 保育士の処遇改善と地域子育て関連事業の強化（重点②：継続・補強）

【要請事項】

神奈川県や市は、保育人材の確保・定着によって保育の質を向上させるため、保育士の賃金水準引き上げや家賃補助等の住宅支援制度などによる処遇改善を進めるとともに、事務作業の簡素化を推進して保育士の職場環境を改善すること。

さらに、国の保育士配置基準を上回る自治体独自の基準を設け、よりきめ細かな保育を実施すること。

2025年度から5ヵ年の「子ども・子育て支援事業計画」の実施にあたり、地域の保育ニーズを正確に把握するために適切な調査を実施すること。

休日保育（大型連休も含める）は、子ども・子育て支援事業には明記されていないが、働きながら子育てをしている全ての労働者、特にパートタイマーや非正規雇用の方々がより働きやすい環境を整備し、ニーズがあれば実施することを含め、対応策を検討すること。

潜在的待機児童解消のため、商業施設・事業所と連携し、施設内保育所の設置拡充をはかること。

また、学童保育の受け皿拡大に向け、放課後児童支援員の処遇改善をはかるとともに小学校施設や民間クラブ等を活用するなど、学童保育の支援を拡充すること。

【要請の背景等】

日曜・祝日や遅い時間帯に働く人たちは、休日保育や延長保育が実施されていないことで、子どもを持つことをあきらめる、あるいは、就業をあきらめる、また、子育て中であれば別の手段を選択するなどの対応をとっていると考えられるため、保育所入所児の親へのアンケート等では休日保育・延長保育を必要だとする声が挙がらない場合がある。地域の子育てに関する実態が反映されるよう適切な保育ニーズ調査を実施し、実情に即した保育サービスを展開していくことが必要である。

特に、働きながら子育てを行う人たちの支援に向けては、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育および企業事業所内保育施設等の整備が重要である。地域子ども・子育て支援事業に休日保育を明記し整備するとともに、休日保育が実施されていない地域において、何らかの手段で子どもを預けて就労した場合の費用の補助制度の創設や企業が事業所内保育施設を整備する際の助成制度や相談窓口を創設・拡充することが必要である。病児・病後児保育については、不足している施設を補う取り組みとして、隣接する自治体間の広域連携を活用した取り組み事例がある。東京都町田市・八王子市、および、神奈川県相模原市・川崎市の4市は、域内住民の利便性向上をめざして、いずれの住民も4市が提供する病児・病後児サービスの利用を可能とする広域利用協定を結んだ。

保育士の処遇改善については、現在、国として対応をはかっていくこととなっているが、処遇水準の高い都市部への保育士の流出が問題となっている地域等においては、地方自治体においても処遇改善策が必要である。一方、国は都道府県・市町村の好事例を集約し公表するなどの支援を行う必要がある。また、公立と私立の保育所間や県をまたぐ近隣都道府県や市町村間の保育士の処遇格差の是正に向けて、さらなる実態調査と予算措置等を行う必要がある。

保育の質の更なる向上をはかるためには、何よりも保育人材の確保・定着が重要である。そのためには、保育士の処遇改善等加算の対象事業範囲の見直しと保育士配置基準の見直し

が必要である。保育士配置基準については一部の年齢で見直しが必要とされたこととなった（2024年4月～）。3歳児は、「20人に1人」から「15人に1人」へと、4歳児・5歳児は、「30人に1人」から「25人に1人」へと配置基準が変わることとなったが、0歳児から3歳児の配置基準については見直しの対象に含まなかった。一方、よりきめ細かな保育を実施するために国の基準を超える独自の配置基準を定めている自治体もあるが、保育サービスの地域間格差の解消および保育の質の更なる向上に向けて、0歳児から3歳児の配置基準の見直しは急務である。また、ICT等を活用した事務作業の簡素化も必要である。加えて、子育て支援員の増員をはかる必要がある。子育て支援員は、研修を受ければ無資格でも子ども子育てに関わる仕事に就ける（市町村単位）ことから、官民の連携により子育て支援を広げていくことが可能となる。

また、切れ目のない子育て支援として、「小1の壁」への対応が必要である。

103万円の壁や106万円の壁等、所謂就業調整の要因となっている壁の引き上げや撤廃が議論となっているが、働く時間を増やすことが出来たとしても、子どもの預け先が無ければ結果として働くことは出来ない。

小学校の放課後児童対策としては、学童保育の役割が極めて重要となるが、学童保育を利用できなかった児童数（待機児童数）は16,276人（2023年5月時点）にのぼる状況にある。国が定める運営基準（1クラス40人）を守りながら受け皿を拡大する対策が急務である。

自治体独自の保育士配置基準例

年齢	国基準	横浜市基準	京都市基準	草加市
0歳児	3:1	3:1	3:1	3:1
1歳児	6:1	4:1	5:1*	5:1
2歳児	6:1	5:1	6:1	6:1
3歳児	15:1	15:1	15:1	15:1
4歳児	25:1	24:1	20:1	20:1
5歳児	25:1	24:1	25:1	25:1

*京都市：1歳8か月未満は4:1まで保育士を加配できるよう助成

福祉・社会保障

1. 介護および医療従事者の処遇改善と事業者に対する支援強化（重点③：継続・補強）

〔要請事項〕

神奈川県や市は、安心できる医療と介護の体制確立のため、診療報酬および介護報酬の改定については、地域の現場実態の把握と検証を行い、自治体においても処遇改善に資する支援を推進すること。

医療従事者（※１）の確保に向けては、看護師免許を所有しているものの、医療現場で就労していない潜在看護師が人手不足に拍車をかけている状況を踏まえ、医療従事者の復職支援を強化すること。

また、介護従事者（※２）の確保に向けて潜在介護従事者の復職支援研修や介護資格取得に対する研修費補助・奨学金補助、介護従事者に対する住居費補助等の支援を強化すること。

物価上昇による食材費・衛生用品費・光熱費・燃料費等の経費の増加が医療および介護事業者の経営を圧迫している。しかし、医療および介護業界では、収入の柱である診療報酬、介護報酬が公定価格で定められているため、他産業のように物価上昇分を事業者の判断で価格転嫁することができない。地域福祉の推進に重要な役割を担う医療および介護事業を継続的に発展させていくためにも、物価上昇を踏まえた医療および介護事業者に対する支援を強化すること。

※１ 看護職、リハビリ職、相談員、事務職（医療事務・病院事務等）、給食関連職、委託業者（医療事務・給食関連・清掃関連等）等、直接的に医療行為を行う者以外も含む

※２ 介護支援専門員、福祉用具専門相談員、相談員、事務職、給食関連等、直接的に介護を行う者以外も含む

【要請の背景等】

安心して暮らしていくためには、持続可能な医療と介護の体制を確立することが必要であり、地域包括ケアの確立などの環境整備に向けた取り組みが必要である。診療報酬改定により、人材確保に向けた処遇改善項目が追加されたが、これまでの処遇間格差を考えると、引き続き処遇改善に向けた取り組みが求められる。また、医療従事者の人手不足解消のためには処遇改善制度とともに、各地方自治体の処遇改善に向けた支援も不可欠である。

厚生労働省の第８期介護保険事業計画の介護サービス見込み量などに基づく介護職員の必要数についての公表では、2025年度に約32万人、2040年度には約69万人もの介護職員が不足すると指摘されている。

介護人材は、国が構築をめざす重要な社会基盤である「地域包括ケアシステム」の実現のうえで必要不可欠であり、その確保を早急に実現しなければならない。

介護人材の確保には、介護報酬の引き上げ等、処遇改善（賃金改善）のほか、地方自治体においても介護従事者の労働条件を改善するための対策を実行することが求められる。特に、大都市部周辺の地域については、介護従事者が処遇水準の高い都市部の施設に流出していることが問題となっており、これに歯止めをかけるためにも実効性のある対策を講じるべきである。

また、居住介護支援事業所の管理者要件について、原則、主任介護支援専門員（ケアマネージャー）である必要があるが、その取得が進んでいない状況を踏まえ、各自治体においては地域医療介護総合確保基金などを活用し、資格を取得しやすい環境整備が求められる。

厚生労働省は、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援のため、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、日常生活圏域（中学校区単位）で包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築に取り組んでい

る。介護離職防止に向けては、住民が自身の地域包括支援センターを認知することが欠かせない。また、介護支援が必要になった場合の具体的な手続きについて住民に周知が行き届いていないことも問題である。いずれについても周知の強化が必要である。

2. 神奈川県内における『子ども医療費』の助成制度の統一について（重点④：継続）

〔要請事項〕

神奈川県は、県内に住む 18 歳までの子どもがひとしく窓口での医療費の負担が無くなるよう施策を実施すること。

【要請の背景等】

子どもの医療費の助成制度について、子ども達は同じ神奈川県で育ち、暮らしているにも関わらず、住んでいる自治体によって内容が大きく異なり、地域間格差が発生している。

子ども達本人はもちろん、子育てをする上でも重要な役割を担う『子ども医療費』の助成制度について、神奈川県内においては、子ども達が安心して、ひとしい制度の下医療機関に掛かれるよう、医療費の窓口での自己負担分の補助に対して格差がある現状を看過すべきではない。

特に助成にあたっての年齢要件については、既に 18 歳までとしている自治体もあるため、県は既に先行して実施している自治体を参考事例とし、18 歳までの子どもがひとしく窓口での医療費の負担が無くなるような施策を実施すること。

社会インフラ

1. 神奈川県内における観光地の交通インフラ整備について（重点⑤：継続・補強）

〔要請事項〕

神奈川県は、増加の一途をたどる観光客の利便性の向上および地域生活者のため、観光地における交通インフラの整備をおこなうこと。

また、当該自治体が交通インフラの整備をする際や事業者が運用をする際は、補助金等支援策の拡充・構築をはかること。

【要請の背景等】

神奈川県は多くの観光地を抱えており、県内における観光客は増加の一途をたどっている。

一方、コロナ禍において観光客が激減し、交通インフラの維持が困難となったため、交通インフラを縮小せざるを得なかった観光地もある。

現状においても、縮小した交通インフラで増加した環境客に対応していることによって、地域住民がバスに乗るのに時間がかかる、観光地での交通インフラが整っていないため観光客による自家用車の使用が増加したことに起因する渋滞発生が増加する等の影響が発生している。

上記を鑑み、応急対策としてルートバスやコミュニティバスの増便や新規導入を行うことにより、観光地における移動手段を改善することによってさらなる観光客増加につながり、県下の経済的好影響が期待される。また、恒常的に発生している渋滞緩和によって地域住民の生活環境が向上される。

交通インフラ整備の実施、また整備に係る事業、交通インフラの人手不足の解消について、補助金等の支援策の拡充・構築を求める。

環境・エネルギー

1. 電気料金負担軽減対策（重点⑥：継続・補強）

〔要請事項〕

神奈川県は、特別高圧契約法人への電気料金負担軽減対策を改めて講じるとともに、令和6年度に実施した支援策の拡充および支援対象の拡大をはかること。

【要請の背景等】

神奈川県は、令和5年度12月補正予算案にて、特別高圧で受電する中小製造業および倉庫業、また、商業施設やオフィスビルに入居する店舗等の事業者に対し、支援を決定したが、大企業・中堅企業の製造業・商業施設等は含まれていない。これら企業は使用電力が大きいため、電気料金の高騰が企業業績に与えるインパクトは非常に大きい。企業は電気料金の節約や価格転嫁も進めているが、昨今の電気料金の高騰を吸収するには至っておらず、電気料金の高騰が企業業績回復の足枷となっている。

さらに上記施策については、令和6年5月までの措置であり、過年度の電気料金の高騰に対する価格転嫁が十分進んでいるとは言えない。

以上を踏まえ、神奈川県は、特別高圧受電者支援を改めて講じるとともに、補助金の拡充や、大企業および中堅企業の製造業・商業施設等へも支援対象の拡大をはかること。

なお、製造業・商業施設等へ支援を拡大することで、中小企業から購入している部品代の価格転嫁へ応じることや、賃料等に対しての価格交渉へ応じることが可能となり、間接的に持続可能な賃上げに繋がることが期待される。

教育・人権・平和

1. 北朝鮮による日本人拉致問題対策（重点⑦：継続）

〔要請事項〕

神奈川県は、「北朝鮮による拉致被害者を救出する知事の会」の会長県として、北朝鮮による日本人拉致問題が風化することが無いよう、一刻も早い解決に向けてより一層の啓発活動を行うこと。また、拉致問題への関心を高める具体的な施策を更に実施すること。そして全ての日本人拉致被害者が救出され帰国出来るよう広く世論喚起を行うこと。

【要請の背景等】

2019年2月に米朝首脳会談が実施されたが、日朝政府間においては未だ2014年に日朝両政府によって交わされた「ストックホルム合意」を2016年に北朝鮮から一方的に反故されて以来、拉致問題は一向に進展が見られない。

一方、拉致被害者のご家族の高齢化も進み、被害者ご本人、ご家族ともに残された時間は少なくなっている。

拉致被害者ご家族が懸念していることは、この問題の風化である。

神奈川県はこの問題が風化しないよう、一刻も早い解決に向けて啓発活動を引き続き行うこと。

行財政

1. カスタマーハラスメント（悪質クレーム）対策の推進（重点⑧：継続・補強）

〔要請事項〕

神奈川県は、「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や異常な態様の要求行為等のカスタマーハラスメント（悪質クレーム）の抑止・撲滅を推進すること。

具体的な対策としては条例の制定等が挙げられるが、既に条例を制定し、取組を進めている地方自治体もある。

神奈川県としても他の地方自治体を参考としながら、カスタマーハラスメントの根絶を謳う行政罰をもった条例制定や、倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を実施すること。また、カスタマーハラスメント（悪質クレーム）の実態調査を行い、対策に関する研究を行うこと。

【要請の背景等】

人格を否定する暴言や同じ内容を何回も繰り返すクレーム、長時間拘束や土下座による謝罪の要求、威嚇・居座り等、明らかに一般常識を超えたカスタマーハラスメント（悪質クレーム）は深刻な問題である。コロナ禍において、流通・サービス業のエssenシャルワーカーへのカスタマーハラスメント（悪質クレーム）はより深刻になっている。このようなクレームは働く者に大きなストレスを与え精神疾患を招くだけでなく、働く魅力を阻害し働き手不足を招き、販売機会のロスや対応コストの負担により賃金の源泉となる企業利益を損なう。

なお、2023年9月には労災認定基準の改正により業務による心理的負荷に「カスタマーハラスメント」が追加された。

カスタマーハラスメントは、流通・サービス業にとどまらず、人と接するあらゆる産業において起こっている社会的な問題であることを改めて認識すべきである。したがって、その抑止・撲滅に向けては、まず実態を把握し対策について研究するとともに、事業者との適切なコミュニケーションや悪質ではない倫理的な消費行動を促す啓発活動や消費者教育を推進することが必要である。

2. 未成年者の飲酒、喫煙防止に向けた条例の改正（重点⑨：継続・補強）

〔要請事項〕

神奈川県は、確実に青少年の喫煙および飲酒の防止を達成するとともに、販売担当者の身体的、精神的負担を無くすため、たばこまたは酒類を購入する際には、マイナンバーカード等の身分証明書の提示を義務付けること。

【要請の背景等】

- ・酒類およびタバコを販売する事業で働く労働者（未成年を含む）が、販売者責任を負わなければならない状況がある。
- ・販売担当者は年齢確認を徹底する一方で、年齢確認を拒否する消費者とのトラブルを度々経験しており、身体的・精神的な負担となっている。

《現状》

- ・神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例第8条において

「販売業者は、たばこ又は酒類を購入しようとする者が青少年であると思料するときは、

その者の年齢又は生年月日を確認するために必要な書類で規則で定めるもの（次項において「証明書等」という。）の提示を求め、その者の年齢を確認しなければならない。

飲食店等営業者は、酒類の供与又はたばこの購入を依頼する者が青少年であると思料するときは、証明書等の提示を求め、その者の年齢を確認しなければならない。」

と規定されているが、運用としては上記の通り労働者が実施するしかなく、責任も労働者に帰属してしまう。また、青少年であると感じなければ提示を求める必要がないとも受け止められ、合法・違法の線引きがわかりにくい。

- ・結果として、第1条にある本来の目的を果たしきれていないものとなっている。

自 治 労

1. 経済・産業

- (1) 政府が公表した「労務費の適正な価格転嫁のための価格交渉に関する指針」について、県内自治体と連携し、地域の中小企業をはじめ広く社会に周知するとともに、賃上げ促進税制や各種補助金・助成金などの利用や価格転嫁の取り組みに対する相談体制を強化すること。
- (2) 自治体が発注・契約する事業において、受託事業者から価格交渉の申出があった場合には積極的に応じるとともに、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を考慮した上で、十分な協議に基づく価格決定を行うこと。また、指定管理者制度においては、2022 年 10 月 11 日に総務省が発出した「原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に係る指定管理者制度の運用の留意点について」に基づき、必要な契約変更の実施など適正な対策を講ずること。

2. 雇用・労働

- (1) 総務省が 2024 年 6 月に発出した「地方公共団体における各種ハラスメント対策の徹底について」および、厚生労働省が公表した「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」等を活用し、県におけるカスタマーハラスメント対策に努めること。あわせて、対策指針の策定や相談体制の整備など、各自治体において総務省発出通知の主旨を踏まえた対応がはかれるよう、各自治体に対し助言を行うこと。
- (2) いわゆる「小1の壁」「小4の壁」など、仕事と育児の両立支援に向け、退職を選択することがないよう、学童の定員枠の増、サービスの拡大等を行うとともに、そこに働く従事者の増、労働条件の整備を行うよう、市町村に助言すること。
- (3) 公務員の労働基本権については、国際労働機関（ILO）結社の自由委員会が 2018 年 6 月 9 日に日本政府に対して 11 度目となる勧告を行うとともに、2024 年 6 月には、消防職員の地位と労働条件の改善、自律的労使関係制度の検討などに関し、労使団体との協議のうえ報告書を提出することを要請している。
こうした状況を踏まえ、消防職員も含めた公務員の労働基本権を保障するとともに、現行の民間の労働法制に準じ、かつ、分権型社会にふさわしい民主的地方公務員制度を早期に確立するよう政府等関係機関に対して強く働きかけること。
- (4) 地域労働団体等や市町村とより密接な連携をはかるため、かながわ労働センター本・支所の必要な人員を確保するとともに、労働相談業務に従事する職員の育成・確保を行い、拠点機能を充実・強化すること。また、出張相談など労働相談窓口の十分な確保、労働教育、労働福祉等の事業予算を確保すること。
- (5) 一般事業主行動計画の策定状況および進捗状況を明らかにするとともに、2025 年 4 月以降の新たな策定・変更に向けた周知・啓発を強化すること。

- (6) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づいて策定した推進計画を確実に実行するとともに、進捗状況を明らかにすること。また、努力義務とされている「市町村推進計画」の策定状況を把握するとともに、その計画策定を支援すること。
- (7) ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランス憲章における地方公共団体の役割を踏まえ、具体的な数値目標や目標達成の工程表とその状況を明らかにするとともに、達成に向けて定期的なフォローアップを行うこと。
- (8) 民間事業所・労働者に対し、男性の育児休暇・休業取得促進に向けた制度の周知、職場環境整備等に係る情報提供を強化すること。
- (9) 治療と仕事の両立に向けて、県内事業所における不妊治療休暇の制度化を促進すること。

3. 福祉・社会保障

- (1) 保育所は、共働き世帯の増加から、引き続き需要が増加しているものの、処遇改善が十分でないこと等から、人員不足が一層深刻化している。また、国は、経過措置付ながら、3歳児、4・5歳児の保育士配置の最低基準を2024年度から、それぞれ15：1、25：1に改正することとしたものの、新たな基準においても保育士1人が担当する児童数が多く、感染症や災害の発生時はもとより通常の保育においても、児童の安全に務めることが難しい状況にある。処遇改善を含めた保育士人員増対策や、改正の対象とならなかった年齢児も含めた県独自の配置基準の策定など必要な対応をはかるとともに、県内自治体に対する支援・助言を行うこと。あわせて、2025年度政府予算において1歳児における保育士の加配に対する運営費の増が計上されていることからその着実な実施をはかるよう、県内自治体に助言すること。
- (2) 学童保育における待機児童の把握に努め、引き続きその解消をはかること。放課後児童クラブの職員配置基準（国が基準化、職員は各クラス2人以上、1クラスの定員は40人以内等）が参酌化された一方で、こども・子育て支援加速化プランの「放課後児童クラブの受皿整備」においては常勤職員配置の改善が示されている。学童保育の質の維持・向上、安全性の確保に向け、人員の増、とりわけ有資格支援員の増員をはかるよう対策をすること。
- (3) 増加する児童虐待の対応や早期発見・防止の観点から、児童相談所の機能強化と複数の職員でケースにあたることができるよう人員体制の拡充・職員配置の確立をはかること。また、虐待リスクの高い家庭を把握しやすい立場にある市町村と連携し、虐待防止に向けた体制の充実をはかるとともに、市町村が設置している相談窓口などに対する人員増・確保の支援・助言を行うこと。あわせて、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき予算が確保されている児童福祉司（スーパーバイザーを含む）、児童心理司の増員と保健師等専門職の配置・育成をはかること。
- (4) 「ヤングケアラー」の支援について、国の新年度予算においても引き続き支援体制の拡充がはかられていることから、県内自治体に対し、ヤングケアラーの実態把握等の実施を働きかけるとともに、施策の拡充をはかること。

- (5) 障がい児や社会的養護を必要とする子どもやひとり親家庭等が地域で生活するための支援を行うこと。また、支援のために、児童・障がい者福祉担当部署におけるさらなる専門職確保等の人員配置強化と財源を確保すること。
- (6) 児童養護施設等の人員配置基準引き上げや施設設備の改善、職員の労働条件の改善をはかるとともに、市町村へ助言すること。また、引き続き措置費確保を政府等関係機関へ求めること。
- (7) 給付型奨学金の受給基準の緩和と支給額・対象枠の拡大を政府等関係機関に求めること。また、全国平均よりも高い神奈川県に進学率を踏まえ、高等教育機関への進学のための就学支援制度のさらなる拡充を行うこと。
- (8) 「かながわ健康プラン 21（第3次）」の具体的な推進においては、引き続き保健サービス等健康増進法に関わる事業や健康づくり事業が円滑に行えるよう、各市町村における保健師等の保健職場の人材確保にかかる支援策を講じること。
- (9) 衛生研究所や保健所の体制整備・機能強化と過重労働の軽減をはかるため、必要な整備を行うとともに、保健師および各専門職、事務職の人員確保をはかること。
- (10) 健康危機管理の中核施設である衛生研究所について、複雑・多様化する健康事象に対応するため、検査機器の高度化に向けて、計画的に整備すること。また、精度管理の向上に必要となる調査・研究等の予算の拡充、人員配置の強化をはかること。
- (11) 平塚・鎌倉・小田原・厚木の保健福祉事務所と秦野・三崎・足柄上・大和の4つのセンターについて、市町村支援の強化を引き続きはかること。
- (12) 地域医療構想において、国は精神医療も含める方針を示したことから、精神保健福祉センターの機能充実・強化をはかること。
- (13) 重度心身障がい児・者の地域における生活の継続・移行に向けて、生活が保障される社会資源の充実をはかるとともに、市町村に対する推進補助金の増額をはかること。
- (14) 地域障がい者施策推進協議会、県内各自治体の障がい者施策審議会について、未設置自治体には設置するよう助言すること。また、障がい者が構成員に含まれていない自治体に対して構成員に含めるよう働きかけること。
- (15) 精神科救急、小児科および周産期救急体制の充実や強化をはかること。
- (16) 地域医療構想調整会議における地域医療確保に向けた議論においては、すべての医療機関を対象とした議論とし、地域の医療体制の実情に応じた議論を行うこと。あわせて、病床の増など感染症対策を強化すること。また、2040年を見据えたあらたな地域医療構想においては、入院医療のみならず精神疾患も包含するとともに、外来・在宅、介護との連携、人材確保等も含めた医療提供体制の構築が国において方針化されていることから、神奈川県における

実施においては、十分な議論に基づく、県内各エリアの実情に配慮した地域医療体制構築を行うこと。

- (17) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の拡充をはかること。とりわけ、「小児慢性特定疾病医療費助成制度」において、対象疾病のすべてが「難病の患者に対する医療などに関する法律」における「指定難病」とされているものではないため、20歳以降に助成を受けることができない疾病がある。さらなる支援、対象疾患の充実に向けて、政府等関係機関へ働きかけること。
- (18) 介護職場において絶対的な人員不足であることから、労働環境改善などによる離職防止対策を喫緊の課題とした人員の確保と人材の育成をはかること。とりわけ、介護職員処遇改善加算など各種支援策の県内事業所に対する周知・制度利用促進をはかるなど、労働条件の向上と人員確保に向けた対応を講ずるとともに、国に対し、さらなる事業所事務負担の軽減など処遇改善加算制度の一層の利用促進施策を要望すること。
- (19) 医師や看護師等の医療従事者の離職防止や定着促進、医療安全の確保の推進に向けた施策の強化をはかること。あわせて、医療従事者からの相談窓口の強化をはかること。
- (20) 地域医療を支える看護師の離職防止および人材の確保に向け、公立・民間を問わず夜勤月平均 64 時間となるよう対応を講ずること。
- (21) 地域包括ケアシステムの機能が十分に果たせるように、2次医療圏域における市町村間の調整をはかるとともに、処遇改善に資する報酬額となるよう、引き続き政府等関係機関に要望すること。
- (22) 外国籍住民の無年金状態解消のため、年金制度の抜本的な見直しを、引き続き政府等関係機関に対して要望すること。あわせて、医療費負担が困難な外国人労働者救済のための制度創設など社会保障制度の拡充を政府等関係機関に求めること。
- (23) 神奈川県総合リハビリテーションセンターは、高度な医療技術や専門性を有する県の重要な医療・福祉拠点施設として存在意義は大きく、県は設置者としての責任を負うことから、よりよい施設運営や地域医療・福祉の維持・向上に向けて、そこで働く職員の意見聴取・反映を行うこと。
- (24) 「かながわDV防止・被害者支援プラン」に基づき、DV被害など一定の支援が必要な女性に対する相談窓口、一時避難、就労支援などの措置を拡充すること。また、それらの課題に対応できる人材の育成・研修を充実させること。

4. 社会インフラ

- (1) 住民の移動手段である公共交通事業は、医療や福祉・子育て・社会保障分野との連携（クロスセクター効果）により、地方創生や環境保全、高齢者や障がい者の社会参画、住民福祉の向上をはかる重要なインフラである。持続可能な公共交通の確立に資するため、地域実態に即した地域交通の確保・維持・改善に向けた施策の拡充を行うこと。
- (2) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」が、2024年4月より適用されたが、過労運転による交通事故を防止するため、乗合・貸切・高速バスなど業務形態に応じた基準への変更を国に要請すること。また、休息期間（インターバル）については、11時間以上の確保を推進するとともに、連続運転時間の短縮等、適正な労働条件を確保するよう政府等関係機関に対して要請すること。あわせて、引き続き連続運転時間の短縮と適正な労働条件の確保から過労運転による事故撲滅に向けた取り組みを進めること。
- (3) 公共交通運転者不足が深刻化するなか、車両整備員についても減少傾向にある。車両整備員についての教育訓練助成制度等を創設するなど、確保支援をはかること。
- (4) 公共交通機関の車内や駅などにおける職員への暴力行為の発生件数は依然として高止まり傾向であると同時に悪質化している。引き続き警察などとの連携を強め、暴力行為の撲滅に向けた取り組みを強化すること。また、増加している職員に対するカスタマーハラスメントについても実態を把握するとともに取り組みを強化すること。
- (5) 路面公共交通の走行を阻害し、重大事故を誘発する恐れのある自転車や電動キックボード等の危険走行や違法駐車・駐輪に関しては、警察・学校等と連携して交通ルール・マナー向上の啓発活動に取り組むこと。
- (6) 近年多発する大規模災害に備えた避難者や傷病者等の輸送を行うための交通ネットワークや、迅速に代替輸送が確保される緊急輸送ネットワークの整備を進め、引き続き自治体・交通事業者が警察・消防等と連携した訓練を実施するとともに、各交通事業者のさらなる参加促進をはかること。また、関係機関すべてが集まる常設の審議会等を設置すること。あわせて、大規模災害における各事業者の車両移動計画等について消防、警察と連携し情報共有に努めること。
- (7) 神奈川県の実情に即した県主導の「水道基盤強化計画」の制定をはかり、すべての水を公共財と位置づけ取り組みを行うこと。また、水の供給については、社会的責任とその役割、安定した経営を確保し、公的責任による運営を維持すること。
- (8) 下水道（汚水処理）は、環境保全や伝染病対策を行う上で重要な事業であり、防災・減災対策においても下水道の整備・拡充は重要な課題である。引き続き各市町村における下水道管渠や処理施設の整備・拡充に向け、必要な財源を確保するよう政府等関係機関に求めること。
- (9) 災害対策を実行する自治体職員について、発災時応急対策の業務執行が可能となるよう技能労務職を含めた正規職員の人員および機材について、抜本的に検証し、拡充すること。また、国が示す対口支援の対応に向け、受け入れ自治体の人員体制整備と必要なことに対しての助言を行うこと。

- (10) 高齢者や障がい者をはじめとする災害時要援護者の支援について、能登半島地震においてはその脆弱さが課題となった。とりわけ福祉避難所については、施設の被害や職員等の被災等により、開設は一部に留まっていた。福祉避難所を含めた避難所の環境整備や災害初動時の支援・誘導・搬送等、総合的な対策を強化するとともに、県内各自治体や福祉避難所等を設置する事業者に対する助言・支援を行うこと。また、広域災害に対応する帰宅困難者への対策を引き続き強化すること。
- (11) 地震、津波、原子力関連施設、石油コンビナートなどの同時複合災害についての実効性のある防災、減災計画を立案すること。
- (12) 増加する消防・救急・救命緊急出動等に対応する人員体制、人件費等の確保に向け各自治体への支援をはかること。また、他府県への災害派遣時の派遣消防隊員自身の食糧物資の備えや感染症対策を強化すること。
- (13) 原子力艦船の緊急事態の判断基準および災害発生時の即時退避基準などを抜本的に見直すこと。2016年7月、国の原子力艦の原子力災害対策マニュアル改定で発動する放射線レベルについては、原子力艦事故も原発と同様に $100\mu\text{Sv/h}$ から $5\mu\text{Sv/h}$ に改定されたが、防災対策範囲の見直しはなかった。国が定める原子力艦船の防災対策範囲は、わずか3km以内であり、十分な対策範囲とはいえないことから、神奈川県地域防災計画原子力災害対策計画とあわせて、防災対策範囲上のダブルスタンダードを国に求めること。
- (14) 緊急時、地域住民は、国や県から情報がないことによって混乱が倍増するものとする。そのため、原子力災害の緊急時における、情報提供体制・避難対策を確立すること。また、宮城県、京都府、新潟県などは、SPEEDIを1つの資料要素として活用し、避難対策に資する対策を講じている。原子力艦船から発する核種についての知見を含め、神奈川県として、事故後の避難誘導対策についての考え方を示されること。
- (15) 原子力災害発生時に安定ヨウ素剤の服用を適時かつ円滑に行うため、保育園、学校等教育施設、公共施設周辺に安定ヨウ素剤の配置を行うなど重点的な対策を講じること。

5. 環境・エネルギー

- (1) 「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」に係る再商品化など、県内全ての自治体での運用にむけた支援を行うこと。また、廃棄物対策については、適正処理の観点から拡大生産者責任を追及すること。また、「循環型社会形成推進交付金」制度を充実させ、自治体財政の負担軽減をはかるとともに、昨今の気象変動にともなう大規模災害にも対応できるよう関係機関に働きかけること。
- (2) 国際的なプラスチックの環境負担を鑑み、適正排出と地域美化の強化をはかるとともに、河川から沿岸部にかけての環境整備に向け、自治体所管の枠組みを超えて連携した管理体制の構築をはかるとともに、海洋プラスチック問題についても具体的対応策を検討すること。

- (3) 産業廃棄物の最終処分場について、県立県営の最終処分場「かながわ環境整備センター」の運営状況を鑑み、その必要性についての研究の進捗状況および研究結果に基づく今後の対策・方向性を明らかにすること。
- (4) 県として廃棄物全般の最終処理問題について、広域処理も含め各自治体と連携して対応にあたること。
- (5) 放射性物質汚染対処特別措置法の対象となっていない各種の放射能汚染物質（資源化再利用を含む）について、発生および処分の実態、現在の保管量および保管状況を把握し、汚染物質が安易に処分・再利用され環境中に拡散することがないように長期的に管理できる体制を確立すること。

6. 教育・人権・平和

- (1) 「神奈川県基地関係県市連絡協議会（県市協）」における活動内容を示し、要望に対する実施結果を引き続き公表すること。
- (2) 日米地位協定を抜本的に改正するよう政府等関係機関に求め、在日米軍兵士による犯罪等の刑事事件における第一次裁判権を条文上改訂するよう求めること。
- (3) 公正採用の実効性の取り組みとして、神奈川労働局、県教委、市町村などと連携した協力体制を強化するとともに、県内事業場・主に対する啓発を強化すること。
- (4) 人権教育の推進をはかること。特に、学校を中心とした人権教育にとどまることなく、企業や市民への人権教育の普及に資するため、企業における人権研修の実施状況を把握すること。
- (5) L G B T Q +などの性的マイノリティや在日朝鮮人、アイヌ民族、琉球民族、被差別部落民などの社会的少数者に対する差別を禁止し、差別被害調査や差別被害救済措置などを包含した人権尊重のまちづくりを推進するための包括的な条例を制定すること。
- (6) 公共施設等の利用がしやすくなるよう、性的指向および性自認（L G B T Q +）に関する合理的配慮を行うとともに、性的指向や性自認に関する差別防止、L G B T Q +に関する理解を深めるため、すべての職員に人権に関する研修と県民に対する啓発を行うこと。
- (7) 朝鮮学園への補助金制度、学費補助金を早期に復活すること。
- (8) 学校や職場、社会におけるリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖の健康・権利）に関する知識の普及に努めること。

7. 行財政

- (1) 政府等関係機関に対し、各自治体の役割に応じた安定的な財源確保に向け、偏在性の少ない消費税を中心に国税から地方税への税源移譲を行うよう働きかけるとともに、地方交付税の法定税率引き上げによる財源確保など、抜本的な対策を行うよう働きかけること。
- (2) 地方自治の確立に資する財源の確保に向け、地方交付税の算定等にあたっては次の事項に留意するよう、国に働きかけること。
 - ① 社会保障の維持・確保、人への投資を含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、地方公共団体の増大する行政需要を的確に算定し、住民生活を支える行政体制の構築・サービスの提供に関わる人件費を含めた一般財源の充実を行うこと。
 - ② 子育て、医療、介護や虐待防止、生活困窮者自立支援など、地域社会の社会保障ニーズに対応できる制度と人材が継続的に確保・育成できる財源措置を講じること。
 - ③ 給与関係経費については、民間の賃上げ動向や人事院また人事委員会勧告等を十分に反映した額を確保すること。また、会計年度任用職員の雇用の安定と処遇の改善がはかれるよう十分な財政措置を行うこと。
 - ④ 地域公共交通の維持が容易でなくなっている現状を踏まえ、公共交通専任担当者の積極的な確保などを含めた財政措置を行うこと。また、地域公共交通の維持・拡充を主眼とし、一層の施策充実をはかること。
 - ⑤ 特別交付税の算定において、自治体における一時金等の上乗せ支給を減額算定の対象とする規定を廃止すること。
- (3) 良質な公共サービスの構築と適正な労務費を確保するため、賃金の下限や使用者の支払い義務などを定めた公契約条例を制定すること。あわせて、適切な人件費積算や公正労働条件条項を含めた入札改革等を進めること。
- (4) 指定管理料について、人件費確保のために、適正な人件費を積算した指定管理料を設定し、契約期間中の引き下げは行わないこと。また、指定管理者が自らの努力で利用料徴収など増収をあげた場合、指定管理者側に利益を還元する仕組みを構築すること。
- (5) 指定管理者制度の導入にあたっては、これまでの実績等を考慮した非公募による選考を基本とし、公募を行う場合の選定評価については、労働福祉、雇用安定、生活賃金、障がい者雇用、地域貢献など自治体政策・社会的価値および労働環境評価を選定基準に加えた総合評価方式での選考評価を行うこと。
- (6) P F I 制度などの民間活用は、公平・公正な公共施設の役割とサービスの質が損なわれないよう慎重な検討を行うこと。

8. その他（ジェンダー平等に関する要求）

- (1) 「かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）」の実効性の確保に必要な財政措置を行うこと。あわせて、プランの推進・達成状況について次のとおり定期的なフォローアップを行うこと。
 - ① 県内の全自治体において、男女平等参画条例・推進計画の策定が行われるよう必要な対策を講じること。
 - ② 県内の男女平等に関する施策の進捗状況について把握するとともに、その結果に関する情報提供など必要な措置を講じること。
- (2) 性的マイノリティの財産権など権利保障に関する社会環境整備と県民の理解に向けた周知・啓発を進めること。また、LGBTQ+に対する性的指向や性自認に関する差別・ハラスメントの防止施策を講じること。あわせて、県を除く全ての県内自治体において同性カップルが不利益を被ることがないようにパートナーシップ制度が制定されたが、制度の自治体間の連携・相互利用に向けては神奈川県における制定が必須といえる。加えて、誰もが平等な社会の実現をめざす県のスタンスを明確に示すためにも、県においてもパートナー制度の制定を行うこと。
- (3) 県職員に対し、アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）や固定的性別役割分担意識払拭に向けた研修を行うとともに、民間事業所に対する啓発、研修等の支援をはかること。
- (4) 男女共同参画推進法の趣旨を踏まえて、政治分野における啓発活動や環境整備など必要な施策を講じること。
- (5) 県に設置する公的審議会、各種行政委員会等への女性の登用を目標設定に基づいて進め、当面の最低目標値を40%とし、50%をめざすこと。あわせて、県内における女性管理職（女性幹部職員）の割合について、目標値（民間企業で13%、教員・警察官を除く県職員で30%）へ到達するよう推進するとともに、50%をめざすこと。
- (6) 「男女平等参画センター」など地域の男女平等推進機能を担う機関について、職員の配置をはじめ、一層の機能充実をはかること。
- (7) 選択的夫婦別姓制度の導入に向け、政府等関係機関に働きかけること。

J A M

経済・産業／雇用・労働

1. 神奈川県内での企業の閉鎖・撤退への対応

人口の自然減は全国どの自治体でも共通の課題だが、事業の合理化、生産性向上で事業規模は今後も縮小し続けると考える。県内からの企業撤退＝雇用、労働人口の減少＝企業からの減収減益と、全てが地方行政の弱体化に繋がる。また、県内主要高速道路周辺を中心に、工場跡地への巨大物流倉庫の建設・稼働により、周囲の交通渋滞の発生による地域への影響、更には企業撤退によるものづくり産業の衰退も懸念される。

神奈川県として安心して働くことができる社会の実現と、行政活性化のための積極的な企業誘致と既存企業への支援を早期に講じること。

福祉・社会保障／教育

1. 神奈川県として、東京都に負けない魅力的な子育て世代への支援を行うこと。高校生もしくは大学生から、公立・私立問わず、学費だけでなく、給食その他の費用（通学）などへの支援を行うこと。

特に、神奈川県においても東京都の様に、家庭の経済状況に係わらず子供たちが希望する進路選択が出来るよう、高校生の授業料助成額に対する所得制限を早急に撤廃すること。（東京都では 2024 年 4 月から所得制限の撤廃を実施）

2. 共働きでも子供を産み・育てやすい環境や制度の実現に向けて、県や地域での支援制度、教育費、医療費の補助などを行うこと。

また、幼稚園・保育園における待機児童ゼロと保育料の無償化、もしくは減額を行うこと。

3. 子供が教育に悪影響を及ぼす可能性のある情報に触れないように、情報セキュリティの強化に取り組むこと。

社会インフラ

1. 神奈川県内では主要な国道・県道、高速道路や河川の橋梁が数多くあることから、自動車の往来が激しく、自転車利用者・歩行者にとって危険な箇所が散見される。例えば相模グリーンラインの様な自転車道や、遊歩道を神奈川県全域に作り、利便性向上も含めた施策を講ずること。

2. 神奈川県内の国道 16 号及び 246 号の慢性的な渋滞緩和策を講じること。通勤時間帯が特に酷いと感じるが、日中も必ずどこかでは混雑している印象がある。道路車線拡幅や信号のタイミング調整など、抜本的な見直しを行うこと。

3. 今後利用するモビリティの変化に向けた駐輪場の拡充、小型化、電動化に向けた環境整備、利用者へのルール徹底、安全対策を検討・実施すること。

4. コロナ禍以降、電車・バスの本数が減ったため、通勤ラッシュ時の混雑、子供の送り迎え等に影響が出ている。ラッシュの緩和、時差出勤の周知、電車・バスの増便について対策を講じること（臨港バス、神奈中バス等）。
5. 神奈川県内の鉄道ホームでの危険性が増している。駅員が配置されていなかったり、一部のモラルが欠如した人により、身の危険を感じる事が多々ある。周辺都県に比べて顕著に危ないと感じるので、ホームドア設置、駅員・警備員の増員など、早急な対策を講じること。

行財政

- ・ 政策の内容を分かりやすく、県民・市民の目に付きやすい工夫を行うこと（資料整備、WEB掲載など）。

神 教 協

教育・人権・平和

【重点】国の教育改革のとりくみについては、県および市町村の教育行政の独自性確保と現場教職員・児童生徒・保護者・地域住民の意見をふまえるよう働きかけること。

また、憲法・こども基本法および子どもの権利条約にもとづく教育行政施策および教育条件整備へのとりくみを進めること。

1. 神奈川における教育施策の推進。教育諸課題の解決にむけて、長期的かつ積極的な施策については、現場教職員との協議を重視すること。
2. 教職員の看過できない超過勤務状態を解消するため、実効性ある施策を実施すること。
特に、「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）～全ての子供たちへのよりよい教育の実現を目指した、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向けて～」(2024年8月27日)に掲げられた施策を早急に実現するため、市町村教委に働きかけること。
3. いじめ、不登校、暴力行為、虐待等の防止にむけた学校や教職員のとりくみを支援する施策を行うこと。
4. 地域の教育力を生かした教育活動、教育ボランティアとの連携、施設開放等「開かれた学校づくり」を推進するための条件整備と人的配置を行うこと。
5. 地域からの教育改革を進めるため、「個性・共生・共育」のふれあい教育について県民の立場で議論ができる場を広げるよう努めること。
6. 平和・人権・男女平等・環境・国際理解・多文化共生の教育を具体的に推進すること。
 - (1) 「非核兵器県宣言」を実効あるものにするため、啓発活動を行うなどの教育施策を推進すること。
 - (2) 「部落差別解消推進法」や「ヘイトスピーチ解消法」等の理念にもとづく「差別解消県条例(仮称)」を制定し、差別を許さない人権・同和教育を具体的に推進するとともに、「神奈川県人権教育推進協議会」の発展にむけた条件整備に努めること。
 - (3) 男女平等参画を進めるため、男女共同参画プラン等にもとづき、ワーク・ライフ・バランスの推進と男女平等教育の一層の充実をはかること。
 - (4) 県民・市民のプライバシーを守り、人権侵害を阻止するための制度を確立すること。また、市町村にも働きかけること。
 - (5) 国際情勢にかかわり、子どもや家族への国籍等による人権侵害を防止するようとりくむこと。
7. 働くうえで必要な労働法の知識、ワーク・ライフ・バランス等に関する労働教育が十分実施されるよう条件整備を行うこと。

8. 教職員研修については、「自主・民主・公開」の原則をふまえ、研修充実の立場から教育現場の課題とニーズに応える観点に立って精選化・重点化・スリム化にむけ、さらに検討すること。
9. 教職員の自主的・主体的に行う研修については、これを積極的に支援すること。特に長期休業中の自主的な研修を保障すること。
10. 県立高校改革の実施にあたっては、県民に対してていねいな説明を行うとともに十分な理解を得ること。
 - (1) すべての子どもの希望に応じた高校進学を保障するため、全日制進学率の向上に努め、進学希望に応えられる定員計画を策定すること。また、定時制・通信制教育については、生徒一人ひとりのニーズに応じた学習内容や学習環境が提供できるよう、条件整備に努めること。
 - (2) 県立高校改革におけるインクルーシブな高校づくりについては、支援を必要とする子どもたちの進路や学びを保障するよう、条件整備を行うこと。インクルーシブ教育実践推進校については、希望するすべての子どもの学びを保障するために、特別募集のあり方を見直すとともに、人的配置を含めた条件整備を進めること。
 - (3) 在県外国人等特別募集については、近年の志願者数の動向に応じて、対象校を拡大すること。
 - (4) 再編統合については、地域とともにある学校づくり、生徒の通学の負担等に十分配慮して検討を行うこと。
 - (5) 県立高校改革をふまえ、耐震・老朽化対策をはじめとする校舎の改修・新築を推進すること。また、人的・予算的な措置により教育条件整備を拡充すること。
11. 県公立高等学校入学者選抜制度の検証を行い改善するとともに、教職員負担をとまなう入選業務については、より一層の軽減策を講じること。また、中学校における進路指導・進路事務については、引き続き条件整備を行うこと。
12. 生涯学習については、県民のニーズに応え、「いつでも、誰でも、どこでも」自由で自主的な学習・文化・スポーツ活動ができるよう条件整備をはかること。
13. 「共に学び、共に育つ」ことをめざす教育の確立にむけ、子ども・保護者・関係教職員をはじめ、県民の要求に根ざしたインクルーシブ教育を保障するため、条件整備を行うこと。
14. 「子どもの貧困対策推進法」の理念を尊重し、いわゆる貧困の連鎖によって、子どもたちの将来が閉ざされることのないよう、すべての子ども・青年に学習権を保障するために、さらなる条件整備を行うこと。
 - (1) 給食費や学校徴収金の保護者および学校の負担の軽減をはかること。あわせて「公会計化」を進めること。
 - (2) 就学支援のため、高校生に対する自治体独自の給付型奨学金制度を創設・拡充すること。
 - (3) 高等教育機関への進学のための自治体独自の給付型奨学金制度を創設・拡充すること。あわせて給付型奨学金の拡充を国に求めること。
 - (4) 就学援助については、準要保護の援助費目を拡充すること。また、準要保護の設定にあたり所得基準を引き下げないこと。

- (5) 相談活動や相談機能の充実の観点から、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのより一層の拡充に努めること。
 - (6) 支援を必要とする家庭に育つ子どもに対して学習支援のさらなる充実をはかること。
 - (7) 幼児教育・保育の無償化についてとりくむこと。
-
- 15. 国際人権規約にある高等教育・中等教育の漸次無償化の趣旨をふまえ、高校授業料無償化の復元を求めること。当面、高等学校等就学支援金については、すべての受給対象者に周知をはかること。
 - 16. 「全国学力・学習状況調査」については、廃止を含む調査のあり方の抜本的な見直しを求め国に働きかけること。また、学校別の結果公表については、混乱や子どもの不利益が生じないように、慎重な対応を市町村教委に働きかけること。
 - 17. 義務教育の機会均等および水準を維持するために、義務教育費国庫負担制度の堅持、教育予算増額を引き続き国に働きかけること。
 - 18. すべての子どもたちにゆたかでゆきとどいた教育を保障するため、小学校の35人学級の状況をふまえ、中学校の確実な実施とともに高等学校においても学級編制基準の改善がなされるよう国に対して強く働きかけるとともに、神奈川県における教職員配置基準の改善を行うこと。
 - (1) 教職員定数については、ゆたかな学びの創造と教員の働き方改革の実現を念頭に、完全配置を確実にすること。
 - (2) 教育課程に対応した教職員配置を行うとともに、外国につながる児童生徒・帰国児童生徒の教育保障にかかわる教職員配置の拡充を行うこと。さらに、安心して学校で生活や学習ができるよう支援事業を行うこと。
 - 19. 公務員の採用にあたっては、国籍条項を撤廃すること。教員は教諭として採用すること。
 - 20. 教育委員会については、教育の政治的中立性と継続性・安定性確保の観点から、これまでと同様に執行機関としての責務を果たすこと。
 - 21. 定数内臨時的任用職員の解消に努めるとともに、臨任・非常勤職員などを確保するためのシステム確立、待遇改善、研修の機会の充実（スキルアップ）など条件整備にむけて手だてを講ずること。
 - 22. 「会計年度任用職員制度」対象の職員の処遇改善をはかること。
 - 23. 労働安全衛生法にもとづく実効ある労働安全衛生体制の確立と条件整備に努めること。
 - 24. 教職員のメンタルヘルスについての対策を充実すること。
 - 25. 学習指導要領については、子ども・地域・学校の実態をふまえ、条件整備を必要とする諸課題の解決をはかること。

26. 公正採用の普及・啓発をはかるため、関係機関と連携のうえ、「全国高等学校統一応募用紙」の使用を義務づけるとともに、その趣旨の徹底をはかること。

27. 部活動については、「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針」のもと、部活動指導員のさらなる配置拡大を進め、市町村を支援すること。さらに高校への拡大を含め、方針の見直しを行うこと。

福祉・社会保障

1. 子どもの貧困を解消するために、総合的な施策を講ずること。

(1) ひとり親世帯の就労支援や経済的支援等について、環境整備をはかること。

(2) 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援について、きめ細かい支援を実施すること。

(3) 児童扶養手当をはじめとした子育て世代への経済的支援の拡充を、国へ働きかけること。

2. だれもが安心して子どもを産み育てられるよう、子ども・子育てを社会全体で支える仕組みを構築すること。

(1) 安心して子を産み育てられるよう、相談体制、地域医療の充実をはかること。

(2) 待機児童の解消を最優先課題と位置づけ、許可・認定施設の確保にとりくむこと。また、安心して預けられるよう、保育の質を確保すること。

(3) 認可外保育施設利用者、延長保育利用者の負担を軽減すること。

(4) 放課後児童クラブについて、希望するすべての児童が入所できるように拡充をはかること。

3. 「次世代育成支援対策推進法」における行動計画の進捗をふまえた支援対策を進めること。

4. 「ライフキャリア」、「ライフプラン」教育支援については、人権に配慮して進めること。

将来を見据えとりくむべき政策提言

1. 子どもの貧困の改善にむけ、具体的な数値目標を設定し、その実現に努めること。

J E C 連 合

経済・産業（地域経済政策・産業政策・資源エネルギー政策・中小企業対策）

1. 地元中小企業の活性化施策の一環として、官公需の受注を地元中小企業に優先的に行うことにより、地域雇用の創出、新規事業展開、技術開発等の地域産業活性化策をはかること。
2. 少子高齢化による厳しい雇用情勢のなか働く場の確保に向けて、中小企業ならびに地場産業へ支援強化（大・高新卒対象のガイダンス開催や中小企業人事教育など）、福利共済制度への支援強化をはかること。
3. 企業の撤退などによって生じた空き地を有効活用すること。地元の活性化を最優先とし、新たな企業もしくは商業施設の誘致を積極的に行う市町村を支援すること。
4. 神奈川県石油コンビナート等防災計画の特別防災区域には十分な体制を構築するとともに、当該地域の企業への必要な支援を行うこと。
5. 新規産業の誘致、創出を行い、高齢者の雇用を促進すること。併せて既存企業の雇用促進に向けて、支援の充実をはかること。
6. 中小企業の継続的な操業のため、新たな設備投資をする企業に支援すること、また操業における企業の抱える問題等の相談窓口を強化していくこと。
7. 神奈川県の企業・観光スポットをより深く知ってもらうため、観光周辺地域・企業への支援を強化すること。併せて海外からの観光客に対応するために、多言語によるPR・情報発信、観光ガイドの育成促進をはかること。
8. 工場地域と居住地域の混在防止を支援すること。とりわけ既存産業の永続的な操業に資するため、準工業地域における住工混在の騒音・振動など諸問題に対応した相談窓口および、助成・支援策を検討すること。
9. 第4次産業改革の進展に伴い、すべての産業に起こり得る様々な変化への対応を検討し、産業構造の変化に対応した働く者への学び直しや企業の能力開発に対する支援を強化すること。
10. インバウンド需要の増加が見込まれるため、宿泊施設や観光施設などIRも含めて第3次産業の充実をはかり、神奈川県全体で経済効果を高める政策を検討すること。
11. 地域経済活性化のため、地域住民が活用できる消費喚起への支援と特定の企業へ偏りのない支援策の創出や地元観光業のため、マイクロツーリズム（県内移動）に対する支援を検討すること。

雇用・労働（雇用・労働政策・ワークライフバランスの推進政策・障がい・障がい者、

外国人労働者に対する雇用政策・非正規労働者政策・男女平等政策）

1. 男女共同参画社会の意義と理念について積極的な啓蒙活動を進めるとともに、推進の核となる組織の充実や、男女共同参画を阻害する要因についての現状の点検と問題点の解消をはかること。
2. ワークライフバランスや両立支援に関する企業の取得状況等の実態調査および教育に努め、今後のワークライフバランスの普及、啓発を推進すること。テレワークの選択等による、長時間通勤者等の負担軽減を積極的に行い、労働意欲の維持・向上を促すこと。
3. 「適正な業務履行が確保できる価格制度」および「公共サービスの質の向上と社会的価値を重視した自治体政策に資する入札」との観点から公契約条例制定に向けて神奈川県・横浜市・相模原市として前向きに検討すること。
4. 同一労働同一賃金が導入されたことにより、非正規雇用と正規雇用の賃金と労働条件に格差が生じないようにし、労働者が安心して働くことができるよう、雇用の安定を確保する対策を講じること。
5. 事業主向けに、労働法規解説を課題別説明用にリーフレットとして作成し、労働関係コンプライアンス遵守について説明会やセミナーを開催すること。
6. 障害者と外国人労働者が働きやすい環境を構築するためのルール作りと積極的に採用できるよう企業に働きかけを行うこと。
7. 各種ウイルス等の感染者を解雇や雇止めにすることを含め職場内差別に繋がる行為およびその放置は絶対に認めない。

福祉・社会保障（福祉・社会保障政策・子育て支援政策）

1. 深刻な福祉人材不足対策として、雇用・賃金（最低賃金確保）・労働条件など労働環境の改善、ならびに労働者保護の規制を行うこと。加えて、福祉・介護人材の確保・定着・育成の取り組みに寄与するような取り組みを実行に移すこと。
2. 慢性的な待機児童問題を解消すべく認定保育所の拡大を始めとした保育所の整備に重点的に取り組むこと。それと並行して乳児保育や保育時間の延長、学童保育の対象年齢緩和等、多様な保育需要に応じた良質な保育サービスの拡充を推進すること。
企業内保育所の設置を目指す企業には経済的な支援に加え、企業主導型保育所の設置に掛かる各種手続きの簡素化やサポートを行い、企業内託児所の設置・運営の支援を行うこと。
3. 子どもを狙った凶悪犯罪を撲滅すべく、警察、市町村、地域住民が一体となった防犯体制作りを推進し、子どもの安全（生命）確保をより一層はかること。

4. 緊急医療（ドクターヘリによる搬送も含む）、夜間・休日診療、産婦人科・小児科など医療体制の充実に向け確実な取り組みを進めること。また、運営費を削減しないこと。
5. 地域における『見回り、見守り』の仕組み作りが必要である。高齢者（独居老人）に関わらず、子ども・子育てに関しても必要な仕組みである。現行制度の中では『民生委員・児童委員』の強化・活用も考えられるが、地域の一般住民（団塊世代の退職者）、NPO、医療介護従事者、宅配業者など、『あたたかなネットワークづくり』について地域住民参加で論議し、作り上げることが必要と考える。
6. 今後更に高齢化が進むにあたり、介護士育成を目的とした学費・試験代の補助等の経済支援およびボランティア育成に行政主体となり促進をはかること。また、介護施設や地域密着型の窓口などの拡充をはかること。
7. 教育格差が将来の所得格差に直結するような、負のスパイラルを解消すべく、教育費の軽減や補助についてしっかりと検討する必要がある。とりわけ低所得家庭を重点に教育機会の拡大や格差是正に繋がるような取り組みを推進すること。
8. 社会保険に加入できない非正規労働者の生活を守り・支援するため、自治体機能の強化をはかること。
9. 児童相談所の増設や児童福祉司の配置・増進・保険・医療、関係団体との連携を強め、児童虐待について早期対策の強化を行うこと。
10. 子どもの貧困解消に向けて、教育や生活、保護者の就労、経済的支援、ひとり親支援の充実など、不平等を無くすために必要な支援策に取り組むこと。中高校生や若者を抱える世帯の貧困対策を充実させること。
11. 児童養護施設出身の若者の居住や学業継続、就労などの継続したサポートを区市町村とともに行うこと。
12. 育児支援について、障がいを持つ子を育てる親に対する手当（特別児童扶養手当、障害児福祉手当）についても、不公平感の払しょく、継続して働くことの支援、精神的・物質的な負担軽減、対象となる子どもに適した育児支援による将来的な障がい者雇用の促進といった観点から、所得制限制限撤廃を行うこと。
13. 発達の遅れや障がいのある子どもを育てる際に掛かる金銭的な負担軽減に向けて、障がい者手帳や療育手帳を持っていない児童であっても健康面・安全面で必要な治具などの購入に関する支援を行う仕組みを検討すること（医師の診断書でも代替できる等）。

社会インフラ（社会制度政策・交通政策・情報通信政策）

1. 在宅勤務やテレワークの普及、また学校では通信教育が行われるなど、働き方、生活様式が大きく変化する中で、社会環境におけるデータ通信量の負荷は増加したものと認識する。今後もICT技術の進化、活用の促進などが予測されることから、通信障害への対策や、低遅延性、高信頼性の面において、通信インフラを引き続き整備すること。
2. 慢性的な渋滞の解消を目的に、交通量調査、モーダルシフト、高度道路交通システム（ITS）政策の推進により交通・輸送の効率化をはかること。
3. 大震災やそれに伴う原発事故の教訓として、災害時の地域におけるエネルギーの確保が必要との観点から、県内エネルギーの自給率向上および地域のセーフティーネット機能として病院や役所などを拠点とした自家発電と蓄電池を組み合わせた自立可能型エネルギーの構築に向け働きかけを行うこと。
4. 子どもを狙った犯罪や、思わぬ事故に巻き込まれるといった事件・事故を防止するため、警察と自治体が一体となり、実態に沿った防犯体制の確立と効果の継続を行うこと。
5. 橋梁、交通施設、上下水道施設、港湾岸壁など既存社会資本の長寿命化・老朽化対策を行うことで、災害時の破損の防止、地域住民の生活・安全・環境を確保すること。
6. 低所得者、高齢者、子育て世帯などの居住の安定を確保するとともに、県民が安心して暮らせる社会の実現を目指すこと。
7. 高齢運転者による交通死亡事故が多発している中、加齢に応じた、きめ細かな交通全教育等の推進や、免許更新時における適切な検査の実施、運転免許証の自主返納に関する広報活動の強化推進をはかること。
8. 子ども・子育て支援法や次世代育成支援対策推進法などに基づいた施策が展開され、少子化問題の改善に向け取り組みを進めているものの、いまだなお、進行が予想されている。改善に向け企業や公共団体と連携し、取り組みをより一層強化すること。
9. 【新】大規模な災害発生時には避難所での生活の長期化が想定される。他都道府県や海外の避難所を参考に、神奈川県での避難所の在り方を検討し、復興計画等の策定を行ない、避難所関連死の抑制を含めた減災の一助となるよう対策強化に取り組むこと。

環境・エネルギー（環境政策・食料・農林水産政策・消費者政策）

1. 住宅への新エネルギー・省エネルギー導入に関する技術開発とその推進に向けた支援体制を確立し、環境共生住宅の普及を推進すること。
2. 環境問題に関する教育を学校教育、社内教育の中に取り入れ、個人単位で可能な取り組み（ゴミの分別、節電、公共交通機関の利用等）の実施強化をはかること。

3. エネルギー不足への対応として、各企業や地域・家庭などで取り組んでいる環境施策（太陽エネルギー・CO₂削減、新エネルギー車（NEV）、家庭用ソーラーシステム、エコバッグ、LED照明など）に対して、助成および支援をこれまで以上に推進すること。
4. 環境資源整備の観点から不法投棄の取り締まり強化を行うこと。
5. 今後水素自動車、燃料電池車、燃料電池等、水素エネルギー社会への転換が見込まれるが、現在インフラとなる水素ステーションの設置は手続・費用面の問題から普及が進みにくい状況である。インフラの早期普及を促進させるためにも、申請審査手続きの短縮、助成金の強化を行うこと。
6. 未使用の食料品を有効活用するために、「フードバンク」、「フードドライブ」等の各種取り組みについて、自治体が積極的に取り組むとともに活動の普及に向けた支援に取り組むこと。県民および事業者に対し、食品ロスの削減に向けた普及啓発をはかること。
7. カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けた普及啓発に取り組むとともに、官民による技術革新の加速に向けた研究開発への支援を積極的にはかること。また、社会実装環境の整備に対し、政策的・財政的措置の支援を実施すること。
8. 県内における農林水産業を将来にわたり持続させるため、生産性向上や付加価値向上に向けたデジタル技術の開発や導入に対する支援や規制緩和等の基盤の整備を実施すること。
9. 不安定な社会情勢によるエネルギー価格の高騰、不安定化による経済的悪影響を低減するため、県民および県内企業に対する適切かつ迅速な支援を行うこと。

教育・人権・平和（教育政策・人権・平和政策・国際政策）

1. 学校、教育委員会および市町村は、「いじめ」による被害者（不登校）そしてその保護者を支援する地域人材の強化を努める。「幼児虐待」による被害者の訴えることのできる相談窓口や保護所の認知度向上そして早期に発見ができる地域になるように努めること。また「いじめ」「幼児虐待」が発生させない仕組みを構築させること。
2. 教育現場の質的向上を目的に必要な教員の確保、教員養成の強化（異業種交流等を含む）、DXを推進するなど、職場環境の改善に取り組むこと。
3. 教育に対する補助が公平に受けられ、また真に子どもの教育に使われるよう内容をしっかりと判断し提案をはかること。
4. 外国につながる子どもの増加による各段階での言語や生活習慣の相違、また親の死別による片親での子どもの貧困に対して、補助制度を充実させて教育格差が生じない制度を引き続き推進すること。

5. ハラスメント防止対策の推進として、実態把握に努めるとともに多様化するハラスメントの基礎知識について教育機関を通じて未然防止をはかること。法律や心理、福祉等の専門的知見をもった人材を効果的に活用し、問題解決に組織的に取り組むこと。
6. 「安心して暮らし、働き、携わることのできる社会」の実現に向けて、核兵器の根絶による平和の実現目指していくこと。
7. 持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた取り組みを広く普及促進し、SDGs達成のための教育（ESD）の推進を実践すること。
8. ヤングケアラーや若者ケアラーについて、地方自治体においても、早期に認知し相談支援などの支援策の推進、社会的理解度の向上に引き続き取り組むこと。
9. 誰もが自己実現の可能な社会システムを確立するために、自らのSOGI（性的思考・性自認）について平等に尊重され、安心して生活し働くことのできる環境実現に向けて取り組むこと。

行財政（政治政策・行財政改革政策・行政サービス政策）

1. 公共事業は富の再分配であり、住民コンセンサスに基づく重要度と効率性によっても評価されるべきである（事業評価は採算性のみに偏重せず、地域や住民にとっての必要性を加味して行うこと）。
2. 近年、少子高齢化の進展、厳しい財政状況など、地方自治体を取り巻く環境が大きな変化を遂げる中で、最小の経費で最大の効果を挙げるためには、効率的、弾力的な行政運営をはかる必要があることから、住民が行政に対して評価する、行政評価を導入すべきである。
3. 自動車関係諸税など特定の分野に過剰に偏った税負担の構造を改善し、全体的な税制のバランスを見直すこと。
4. 消費者の身近な相談窓口として、質の高い消費者行政サービスが受けられる体制の充実に向けて、消費者生活相談員の確保や雇用形態・処遇の改善、能力開発の充実など機能強化をはかること。
5. 高齢化、人口減少が進行し、自治体の財政状況の悪化が懸念される。効率的な都市運営としてAI（ディープラーニング）の研究・導入をはかること。また、ベーシックインカム（最低限所得補償）の導入効果（貧困、少子化、地方活性化、行政コスト削減）などの研究を行うこと。

6. ICTの進展等に伴い、先進技術を応用するなど行政手続についての一層の利便性の向上や行政サービスにおける質の向上に寄与する取り組みを進めること。また、新たなニーズ（未来を担う若者の意見反映等）に対応するための既存業務の負担軽減と質の向上、既存の業務のやり方・プロセスを見直し、業務処理の標準化・フローの簡素化・ICT化等により、組織・個人の事務処理能力の向上と負担やコストの軽減に取り組み、これらにより、既存業務に係る投入資源を削減するとともに、簡素な体制であっても質の高い行政サービスを提供することを可能とし、さらには、削減した資源を、新たなニーズに対応するため、より必要性の高い行政分野や新たな行政需要に投入すること等を検討すること。
7. AIやICT活用などDX化による改善や効率化が進められている中、積極的な推進に向けてDX化に携わる人材の確保・育成を強化し、更なる生産性の向上や付加価値の向上に向け取り組むこと。また、働き方改革の取り組みを強力かつ着実に実行すること。
8. 現在はデジタル化も進んでいるため広報物の全世帯への無条件配布から選択制配布にして印刷費の削減をはかること。
9. 神奈川県は、都市部もあれば地方もあり、災害時は各々の場所での誘導や救援活動等が必要になる。現在は、行政と自治体との連携が成り立っているが、自治体側では消防団員の高齢化・人数の低下が出始めている。行政からの補助金増額や募集等の要請を行い人材の確保に取り組むこと。
10. 【新】性別を問わず、すべての個人が自己実現できる社会を目指し、性別役割分担意識を温存する税制や民間メディア（民放）の影響を見直すため、関連する法律の改正を積極的に働きかけること。

運 輸 労 連

雇用・労働（雇用・労働政策、ワークライフバランスの推進政策、

障がい者・雇用政策、非正規労働者政策、男女平等政策）

1. 労働者を雇用した会社が、労働者と業務委託契約を結ぶことによって、その労働者を個人事業主にし、雇用関係を隠ぺいしてしまうことが偽装雇用である。労働者にとっては社会保険からの脱退や労災保険の未加入により事故時の救済が無い、失業しても個人事業主なので雇用保険の給付も無いなど、多くの不利益をこうむっている。特に、宅配事業については、通販貨物をはじめ、スーパーやコンビニの食材や日用品の配送にもその利用が拡大しているが、その主たる輸配送は貨物軽自動車運送事業の個人事業主である。個人事業主には労働時間規制がなく、安価な契約運賃で長時間労働を余儀なくされている。労働相談等の対応や啓発活動は不十分であり、更なる充実をはかられたい。（補強）
2. 貨物自動車運送事業安全性評価事業の「Gマーク」制度は、単に安全性に優れているばかりでなく、適法な経営をしている事業所が認定される制度となっている。また、引越の下見や作業などに関する引越のルールを守る事業者を引越優良事業者として認定し、「引越安心マーク」を交付している。物品運搬業務委託の入札参加資格要件に「Gマーク」や「引越安心マーク」の認定を受けている者を要件に加えられたい。（補強）

福祉・社会保障（福祉・社会保障政策、子育て支援政策、医療・地域福祉政策）

1. 妊婦健診は自由診療で保険診療外となっており、病院によってその費用は異なる。国の政策により、妊婦健診の補助が14回まで回数券として母子手帳と一緒に渡される。しかし、その補助額は地方公共団体によって異なっている。少子化対策の観点から、妊婦健診自体の窓口負担をゼロにできるよう福祉予算の充実をはかるとともに、より詳しい健診を受けたい人はその分を自己負担するしくみにされたい。
厚生労働省の調査で、2023年4月1日現在の妊婦健診の公費負担額全国平均は108,481円に対し、神奈川県は76,114円と低額である。横浜市は2024年10月から大幅な補助金の拡充がはかられたので、他の地方公共団体においても補助額の増額を求める。（補強）
2. 令和6年度介護報酬改定で、訪問介護の基本報酬が約2.4%引き下げられた。これにより、小規模な訪問介護事業者の倒産や人手不足に拍車がかかり、訪問介護サービスが受けられなくなる要介護者や介護離職が増加することが懸念される。全国各議会から国に対する意見書が多く提出されている。訪問介護の基本報酬の引き下げを速やかに撤回すること要請されたい。また、次期改定を待たずに、必要な改善を行うよう要請されたい。（新規）

社会インフラ（インフラ政策、交通政策、防犯・防災政策、情報通信政策）

1. 貨物専用パーキングや荷捌きスペースなどのインフラ整備がされないまま、一般車両と同様に営業用トラックも駐車違反の取り締まりが行われることは問題である。都市部における駐車場附置義務条例については、都心部に駐車場が過剰に整備されることで、社会的損失が発生するとする議論もなされているが、少なくとも荷捌き駐車施設については不足しており、設置場所の適否については検討すべきと考える。荷捌き用駐車場の整備、道路に停めざるを得ない現状での店舗前の物資搬入車両用の駐車マスの確保、附置義務駐車場を隔地・集約化する際の集配ドライバーの横持ちへの配慮など、物流の社会的役割を考慮したまちづくりの施策を策定されたい。（継続）
2. 荷捌き車両に配慮した駐車規制の緩和は交通の安全と円滑を確保しつつ、荷捌き車両に配慮したよりきめの細かい駐車規制の見直しを行うもので、区間により「貨物」、「貨物集配中の貨物車」、「車両」のいずれかについて、時間を限定して駐車を可能とする制度である。すでに東京都内では、145 区間（2024 年 4 月 3 日現在）の規制緩和を実施しており、神奈川県内の実施に向け検討されたい。（補強）
3. 1997 年に「かながわ交通計画」が策定され、2022 年 4 月に改訂した内容は、2040 年代前半の総合的な交通ネットワークの形成をめざし、神奈川における望ましい都市交通を実現するための交通施策の基本的な方向をしめされた。交通政策基本法第 32 条に規定されている地方公共団体の施策の役割として「まちづくりその他の観点」を踏まえた計画的実施がもとめられている。今般の諸施策に対し、ライフラインを担う物流の役割・重要性など踏まえ、インフラ整備等にあたっては適切な予算確立・執行をはかられたい。（継続）
4. 2023 年は、平塚市や奈良県、2024 年は、香川県、東京都大田区、2025 年には愛知県が「災害時物流訓練」を実施している。大規模災害時に備え、物流事業者等と連携した支援物資の受け入れ・供給体制を構築するため、民間物流拠点を活用した支援物資の受け入れ・荷捌き・輸送訓練を実施した。課題を洗い出すことで、災害時に機能するオペレーションの確立につなげられたい。（補強）
5. 電動キックボードについては、人身事故や悪質運転などが社会問題化する中、その普及に慎重な対応を求めてきたにもかかわらず、最高速度が時速 20 キロ以下のものについては、16 歳以上であれば運転免許は不要、ヘルメット装着は任意とするなどの規制緩和がなされた。自転車等の取り締まりや教育指導等の対策も未だ十分とは言えない。日本の道路は、そもそも歩道と車道が区分されているところは少ない。人・自転車・自動車等の既存の道路交通との安全が阻害されることのないよう、安心して安全に走行できる空間を用意されたい。その上で、厳格な取り締まりや教育指導等の対策に取り組まれたい。（継続）
6. 映像収録型ドライブレコーダーは、安全運転管理や自動車事故の未然防止に有効な手段であり、「あおり運転」等の悪質な運転による事故発生の原因究明や分析に必要不可欠なツールとなりつつあることから、一層の普及促進に取り組むとともに、全ての公用車が装着されたい。大和市をはじめ全国的に公用車への設置がすすんでおり、ドライブレコーダーの映像を警察の要望に応じて提供され、「動く防犯カメラ」として地域防犯に活用されたい。（継続）

環境・エネルギー（環境政策、エネルギー政策、食料・農業政策、消費者政策）

1. 2020年に相模原市は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、簡易型宅配ボックスを無料で配付を行った。しかし、希望者全員に配布は出来ていない。大阪府八尾市で実施した簡易型宅配ボックスの実証実験では、再配達7割削減に成功した報告もあり、宅配便の再配達削減効果も期待できる。簡易型宅配ボックスの取り扱いを検討されたい。

また、非接触であり、盗難、紛失の心配もない宅配ボックス（オープン型宅配ロッカー）について、駅・マンション・大学等に加え戸建住宅への設置の拡充に向け、助成の継続と増額に取り組まされたい。（継続）

2. 喫煙場所の整備については、「望まない受動喫煙」対策として、全国各地で実施されている対策を鑑み、愛煙家・嫌煙家が共存できる社会を構築されたい。（新規）

全 水 道

(継)

1. ライフラインである上下水道は安全・安心で安定した運営を目指し、将来も公営で担うとともに、事業の根幹である技術力の維持・継承のための経済的・人力的確保に努めること。

(継)

2. 「水循環基本法」を受け、神奈川県においても、国の水循環基本計画に基づく条例制定も視野に、これまで以上に水源環境の保全施策を進めること。また、「流域として総合的かつ一体的な管理」が求められていることを踏まえ、水源域である山梨県及び静岡県とも協議し、県境を超えた施策に協力して取り組むこと。具体的には、次のことを進めること。
 - (1) 相模湖が湖沼指定され、窒素・リンの環境基準が暫定目標として設定されたが、暫定目標はほぼ達成されているにもかかわらず、富栄養化はまったく改善されていない。早急に暫定目標の見直しを行い、より厳しい値とするよう国に働きかけるとともに、湖沼法の指定湖沼に申請し、国及び山梨県とも協力して新たな規制や施策を講じること。
 - (2) 相模湖の富栄養化対策のひとつとして、桂川流域の下水道未整備地域における「市町村管理型の合併処理浄化槽」の設置促進等について、山梨県側と協議・検討すること。
 - (3) 水源河川の土砂対策を流域単位で総合的に進めるため、神奈川県がリーダーシップを発揮し、上流県域も含めた各管理者や関係団体等とも連携しながら取り組んでいくこと。
 - (4) 上流県にまたがる水環境の諸課題に、神奈川県民も取り組みやすくするため、活動の啓発・促進を進めること。

全 国 ガ ス

福祉・社会保障

1. 入浴中の事故による死者数は、交通事故や自然災害による死者数を上回っており、特に高齢者では転倒と並んでヒートショックの危険性が一層高まっている（家庭の浴槽での溺死者のうち、9割が65歳以上の高齢者）。高齢者の重篤事故を防止するためには、ヒートショック対策の推進に取り組むことが重要であり、ヒートショックの防止には、冬季における住居内の温度を適切に保ち、温度差を低減させる「温度のバリアフリー化」が効果的である。「神奈川県既存住宅省エネ改修費補助金」制度における窓の断熱改修等への継続的な補助に加え、新たに脱衣室や浴室への暖房機器設置に係る費用について、既築・新築住宅ともに助成対象とする等、入浴時における高齢者の重篤事故防止に向けた、より効果的な支援策の実施や補助金の増額等に取り組むこと。

社会インフラ

1. 近年、地震や集中豪雨、台風等の大規模災害の発生頻度が高まっており、発災時の停電により社会経済活動や市民の生活環境に甚大な影響が及ぶ事態が生じている。内閣官房「国土強靱化年次計画 2024」では、地域防災計画に避難施設等として位置づけられた公共施設等において、「避難施設の機能維持、避難者の安全確保の観点から、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備（コージェネレーションシステム、ガス空調等）の導入を行うことで避難者の安全確保、災害時における重要施設の機能維持を図る」ことが掲げられている。防災機能強化・分散型エネルギー構築の観点から、避難所や地域防災拠点となる公立小中学校の体育館や公共施設、医療機関、商業施設や工場等の民間施設へ、天然ガスを利用した分散型エネルギー促進にも資するガスコージェネレーションやGHP等の電源自立型空調設備（停電対応型機種）の導入促進、補助金の拡充等の具体的な支援策に取り組むこと。
2. 大規模災害時の緊急輸送道路の確保や電柱が倒れるリスクの低減等を目的に策定された「神奈川県無電柱化推進計画」に基づき、県管理道路の無電柱化を推進しているが、既存道路の地下空間は占用物が輻輳し、維持管理のスペース確保が難しいケースも想定される。加えて、無電柱化に伴って生じる電線共同溝の整備にかかるコストが高額なことが、無電柱化が進まない要因となっていると考える。こうした中、今後低コストの手法である「浅層埋設方式」や「小型ボックス活用埋設方式」の導入が進んだ場合、地下空間を共有している他ライフライン等の埋設物に対する維持管理に影響を及ぼし、県民の皆さまの生活に支障を来す恐れもある。したがって、電線の占用条件（埋設深さ、埋設位置、他埋設物との離隔等）を明確にするとともに、関係者間の連携を一層強化し、設計段階から電線管理者や占用企業者等の関係事業者に対する情報開示や調整のほか、適切な運用を図ること。なお、震災対策を考える上で、共同溝や緊急輸送道路等の無電柱化整備については問題ないと認識しているが、その他の道路について「浅層埋設方式」や「小型ボックス活用埋設方式」が一律に推進されると、震災によってライフラインに被害が発生した場合、復旧に時間を要すことから、計画的推進と関係各所との連携を取り対応を図ること。

環境・エネルギー

1. 2050 年カーボンニュートラル宣言、2030 年温室効果ガス削減目標（2013 年度比▲46%）の実現に向け、日本国内においても水素エネルギーへの期待が高まる中、家庭用燃料電池は水素を活用して熱と電気を同時に作り、家庭でのCO₂排出量削減にも大きく寄与する（年間削減効果約 1.2 t／台・年）。さらに、家庭用燃料電池は停電時発電継続機能を標準搭載しており、停電中でもお湯が利用できるため、災害時には「在宅避難」を可能とし、避難所における「密」回避にも貢献できる。こうした地球温暖化対策としての有効性および災害時の電力・熱源確保を可能にすることを踏まえ、家庭用燃料電池の普及拡大や設備投資の投資回収期間の短縮に向け、補助金制度の継続的な導入や補助金の増額等、具体的な支援に取り組むこと。
2. 第 6 次エネルギー基本計画において、再生可能エネルギーに関して最大限の導入に取り組む点が示されるとともに、導入に向けた課題の一つである「自然条件によって変動する出力」への対応として、分散型エネルギーリソースの普及拡大が求められている。神奈川県が目標として掲げる「2030 年度までに 200 万 kW 以上の太陽光発電導入」達成に向けては、自然条件によらず安定して発電が可能な分散型エネルギーリソースの普及拡充が不可欠である。コージェネレーションや燃料電池、蓄電池は、安定した分散型エネルギーリソースとしての重要な役割を果たすことから、それらの導入を促進する補助金制度の拡充や、交付対象の柔軟な対応、補助金還元方法の多様化等、具体的な支援拡充に取り組むこと。
3. 2030 年度までに温室効果ガス排出量▲46%（2013 年度比）や、2050 年脱炭素社会の実現に向けて、ガス業界では、再生可能エネルギー由来の電力で水を電気分解してつくるグリーン水素等とCO₂を合成するメタネーションによって「e-methane（イーメタン：合成メタン）」を製造する取り組みを進めている。また、メタネーションによるカーボンニュートラルの実現に向けて、2030 年までにガス供給量の 1 %を e-methane に置き換えることを目標としている。e-methane は燃焼時にCO₂を排出するが、メタネーションを行う際の原料として発電所等から回収したCO₂を利用することで排出量と回収量が相殺され、大気中のCO₂は増加しないため、カーボンニュートラル実現の鍵を握る技術といえる。また、e-methane は、都市ガス導管等の既存のインフラや設備を活用して、天然ガスを代替することができるためコストを抑えつつ、より円滑な移行への貢献が期待できる。この e-methane のような先進的な取り組みに関しても、事業相互間や行政と事業者間との連携促進等、事業者の主体的な取り組みの支援に取り組むこと。

社会インフラ、環境・エネルギー

1. 政府は 2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロを目標に掲げており、脱炭素化に向けた世界的な潮流を踏まえたCO₂削減やエネルギーの高効率利用への取り組みとして、「スマートシティ」の実現が重要となっている。そうした中、大規模災害が頻発する近年、非常時の電源確保という観点での防災機能強化として、これまで国内の地震・風水害時に都市ガス供給および発電を継続した実績のある「中圧ガス導管」を介した自立分散型電源（ガスコージェネレーション）が有効であることに加え、CO₂削減に取り組む「低炭素なまちづくり」の観点から、将来的にはメタネーションによって製造されたカーボンニュートラルメタンの利用をはじめ、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入や高効率なエネルギーシステム等の必要性が増していることから、これらの機器を組み合わせエリア全体での防災機能強化・脱炭素化をめざす「最先端技術を駆使したスマートシティ」構想の実現に向けた具体的な対応、支援に取り組むこと。

青 年 委 員 会

経済・産業

1. 物流の効率化を進めるために、D X化に向けた支援および適切な価格転嫁を推進すること。
(新規)
2. 大企業とものづくりの根幹を支える中小企業の格差が、日本経済の課題となっている。中小企業は、少子高齢化に伴う人材不足や経営資金の不足で苦しい状況にあることから、教育・研修プログラムの充実および助成金制度等の拡充を推進すること。(新規)

雇用・労働

1. 若手社員の早期離職率が高い傾向にあり、多くの企業で課題となっている。時代の変化に伴い個々人の考え方の多様化に対応できるような、休日や労働時間に関する問題や各ハラスメント対策を推進すること。(継続)
2. 各地域の企業に対して、特に「働き方改革関連法」に関する法改正への適切な対応として周知・徹底を行い、長時間労働の是正および労働者の人権が守られるよう適切な指導、運用のチェックを行うこと。(継続)
3. 男女が協力し合い働ける環境づくりに努めるとともに、夫婦で家事・育児に取り組めるよう、男女平等参画社会の形成に向けた施策を強化すること。(継続)
4. 若い世代にも介護の波は押し寄せてきており、「育児と介護」のダブルケアも確実に増えている。育児と介護のため、仕事量などを減らさざるを得なかった女性は約4割にのぼり、その半数が離職に追い込まれている。(内閣府男女共同参画局) 仕事との両立をはかるため、労働者の継続就業策を促進すること。(継続)
5. 障がい者雇用の法定雇用率が達成できるように企業への働きかけ（先行企業に対する表彰・支援や、未達企業への指導など）を強化すること。(継続)

福祉・社会保障

1. 男性の育児参画が女性活躍や少子高齢化にも大きな影響を及ぼすと考えられることから、男性の育児休業取得に向けた支援・環境整備を促進すること。なお、取得期間については、育児参画の目的に見合った長期間の取得を推進すること。
また、事業主に対しては、取得人数だけにとらわれることなく、本人が希望する期間が取得できるよう、業務の配分や人員の配置に係る必要な措置を実施するなどの方針を周知すること。(補強)

2. 障がいを持つ子を育てる親に対する手当（特別児童扶養手当、障害児福祉手当）について、不公平感の払しょく、継続して働くことの支援、精神的・物質的な負担軽減、対象となる子どもに適した育児支援による将来的な障がい者雇用の促進といった観点から、所得制限撤廃を行うこと。（継続）
3. 保育・介護従事者の人材確保や定着のために、労働条件の向上や環境改善を進めること。（継続）

社会インフラ

1. 大規模災害に備えて、避難困難者の把握と対策および緊急輸送ネットワークの整備を実施すること。（補強）
2. 児童・生徒が安心して通学できるよう、通学路への適切な信号機の設置、歩道と車道の区別などの対策を促進すること。（継続）
3. 重大事故を誘発する恐れのある自転車や電動キックボードの危険走行・飲酒運転の防止のために、警察・学校等と連携して交通ルール・マナー向上の啓発活動に取り組むこと。
特に、自転車の交通法規順守について、一時停止標識の順守や左側通行などの道路交通法の理解が進んでいない。交通広告を利用するなどの啓蒙活動を実施すること。（補強）

環境・エネルギー

1. 災害発生時の停電リスクの低減、再生可能エネルギー導入拡大に向けて、電力融通や系統安定化に資する送電線ネットワークの増強およびスマートグリッドシステムの推進を事業者と連携して取り組むこと。（継続）
2. エネルギーマネジメントシステム（EMS）や、蓄電設備の設置、更には電気自動車（EV）の購入支援やEVスタンドなどの充電設備の増設を早急に行い、スマートシティの早期実現に向けた取り組みを推進すること。（継続）

教育・人権・平和

1. 若年層教職員の早期離職率の低減に向けて、教育現場に求められる多様な要望への対応ができるよう支援体制を整備し、短期的だけではなく中・長期を見据えた教育人材の育成・確保のための施策を実施すること。
また、臨時的任用教職員・一般任期付教員などについても正規採用教職員に準じる十分な教育、研修を受けられるよう支援策を講じること。（補強）
2. 若い世代を中心に大学進学などで借りた奨学金の返済滞納が問題となっているため、学費の見直しや補助などの根本的な改善を進めること。就職後の奨学金返済の負担を軽減させること。（継続）

3. 教職員の働き方改革を推進するための労働時間や休暇制度の改善、各種ハラスメントの防止に向けた啓発や相談体制の整備等、より働きやすい労働環境の実現に向けた具体的で実効性のある支援策を講じること。(継続)
4. 教職員が本来業務に専念できるように、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフなどの専門職を導入し、教育環境を整備すること。(新規)
5. 神奈川県（横浜市・川崎市・相模原市を含む）が他都市に比べて魅力ある条件で新規採用教職員を広く募ること。(新規)
6. 平和教育の推進と充実をはかり、人権尊重や国際協調・協力の視点の育成や文化・習慣を尊重する共生社会に必要な資質や能力を育めるような働きかけを進めること。(新規)
7. 北朝鮮による日本人拉致問題が風化することがないように、一刻も早い解決に向けて啓発活動を行い、拉致被害者だけでなく特定失踪者も含めたすべての日本人が救出され、帰国出来るよう広く世論喚起を行うこと。(継続)

行財政

1. 「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される社会」の実現をめざし、一部の消費者・利用者による一般常識を超えた不当な要求や異常な態様の要求行為等の「カスタマーハラスメント（悪質クレーム）」の対策推進を行うこと。
また、SNSの誹謗中傷による被害者が増加しており、被害・加害をなくすため、モラル向上の取り組みなど対策推進を行うこと。(補強)
2. 投票率向上のため政治離れの原因を追究し、政治への関心が高くなるよう啓発活動を行うこと。
あわせて、期日前投票所の増設やマイナンバーカードを活用するなど電子投票化の早期実現を進めること。(補強)
3. 高齢者による自動車事故を防止するために、免許更新時の高齢者講習強化などの取り組みを行うこと。
あわせて、後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置の補助金を再導入すること。
また、運転免許返納を促すとともに、高齢者運転免許自主返納サポート制度の拡充や、移動に不便がないよう支援の拡充・啓発活動を行うこと。(補強)

女 性 委 員 会

経済・産業

1. 【重点】改正女性活躍推進法に基づき、公表される「男女の賃金の差異」に対し、内容を分析のうえ、課題解決に向けた取り組み。

雇用・労働

1. 【重点】性別役割分担意識を払拭するための職場における意識改革を進める研修・啓発・広報等の充実。
2. 【重点】労働環境が男性中心型となっている慣行を見直し、男女ともに育児・介護をはじめとした家庭生活に積極的に関わること。
3. 【重点】自己実現に向けた人生選択ができるよう、長時間労働の抑制や勤務間インターバルなど働き方について啓発活動を行い、ワーク・ライフ・バランスの推進していくこと。
4. 【重点】ハラスメントの対応について
 - (1) ハラスメントを正しく理解するための啓発を行うこと。
 - (2) 職場でのあらゆるハラスメント防止の徹底をはかること。
 - (3) 幅広い対応ができるよう相談員のスキルアップを行うこと。
 - (4) 相談窓口の数を増やすこと。
 - (5) 相談窓口の周知を徹底し、多言語で広報を行うこと。
 - (6) 再発防止に向け、行為者（加害者）に対し、厳しい措置を講じるよう指導するとともに、加害者教育の機会を充実するよう求めること。
 - (7) 被害者救済の体制を充実させること。
5. 男女共同参画社会基本法に基づく推進条例の行動計画（かながわ男女共同参画推進プラン（第5次））を着実に実施。
 - (1) 審議会等における女性委員の参画比率の目標達成に向け、選出方法を含め具体的な見直しをはかり、進捗状況を引き続き公表すること。
 - (2) 男女平等社会の実現のため、広く県民・市民に向けての広報・啓発活動を実施すること。
6. 改正男女雇用機会均等法の徹底と法に基づく取り組みの強化。
7. 改正女性活躍推進法に基づき、公表される「男女の賃金の差異」に対し、内容を分析のうえ、適切に指導すること。
8. 神奈川県子ども・子育て支援推進条例等に基づき、次の取り組みを進めること。
 - (1) 育児休業の取得による、昇級、一時金、退職手当に関する不利益を生じさせないこと。
 - (2) 育児休業取得者の拡大をはかる視点から、休業後の復帰支援の充実をはかること。

9. 育児・介護休業法の改正について、周知・啓発すること。（新規）
10. 生活の変化に応じた多様な働き方の選択を可能にするとともに、適正な処遇・労働条件の確保と、女性の能力発揮の促進をはかれるよう環境を整備すること。
11. 子供を持つ母親の就労および能力開発を支援するため、一時保育を含むワンストップジョブサービス施設の拡充をはかること。
12. パートタイム・有期雇用労働法、同一労働同一賃金ガイドラインの遵守をし、労働者の同一価値労働同一賃金に則った均等待遇をはかること。
13. 職場において、ジェンダー平等の促進をはかるため、性別役割分担意識や慣習の見直しを徹底し、能力強化のための研修に女性も積極的に参加できる環境づくりを働きかけること。
14. 妊娠した女性労働者が安心して働き続けるために、「母性健康管理指導事項連絡カード（母健連絡カード）」に基づいて、適切な措置を講ずるよう事業主に働きかけること。
15. 不妊治療を望む労働者が治療と仕事の両立ができる労働環境にするため、「不妊治療連絡カード」に基づいて、適切な措置を講ずるよう事業主に働きかけること。

福祉・社会保障

1. 【重点】介護をめぐる環境について
 - (1) 要介護者の施設入所等の困難状況を踏まえ、遠距離介護や長期の入所待機等が生じた場合に、介護離職者を生じさせないため、介護サービスや社会保障の充実をはかること。
 - (2) 利用者が住み慣れた地域で人生を全うできるよう、介護施設を増やし、質を向上するため、介護士の労働環境を改善し、かつ、キャリアに見合った賃金を保障するなど制度をさらに見直し、介護士の人材確保対策を一層強化すること。
 - (3) 介護施設への補助金等により利用者の負担を軽減すること。
2. 【重点】保育をめぐる環境について
 - (1) 待機児童の抜本的解消を前提とし、認可・認定施設の確保・新設に取り組むこと。
 - (2) 安心して預けられる保育の質を向上するため、保育士の労働環境を改善し、かつ、キャリアに見合った賃金を保障するなど制度をさらに見直し、保育士の人材確保対策を一層強化すること。
 - (3) 補助金等により無認可保育園の利用者の負担を軽減すること。
 - (4) 無認可保育施設（企業内託児施設）への税制緩和を行うこと。また、助成金の支給基準を緩和し、支給期間を無期限にすることなど、事業継続・拡大のための措置を講ずること。
 - (5) 感染症の蔓延などの有事の際に保育士が不足となる事態に備え、免許保持者のリスト化とともに再雇用を可能にするなど、保育所が維持できるよう施策を講じること。
3. 【重点】子育てと仕事の両立支援対策として、病児保育および、病後保育を必要とするときに利用できるよう各市区町村に少なくとも1カ所以上設置すること。

4. 第3期がん対策推進基本計画に基づき、すべての女性が受診しやすい環境整備や利便性の向上をはかるとともに広報・啓発活動を拡充すること。
5. 神奈川県子ども・子育て支援推進条例等に基づき、子ども・若者みらい計画に照らし合わせて次の取り組みを進めること。
 - (1) 男性の育児・介護休業取得促進のため、性別役割分業意識の改善をはかるとともに、具体的施策を講じること。
 - (2) 子育てに困った養育者が、相談や一時保育の利用ができる施設や場所を拡充し、その存在を周知すること。
6. 放課後児童クラブについて、次の取り組みを進めること。
 - (1) 拠点・運営時間の拡大等をはかるために必要な助成を行うこと。
 - (2) 指導員の質の向上をめざし、研修体制の環境整備をするとともに、保障の充実をはかること。
7. 税・年金・社会保障制度における世帯主義を廃し、個人単位の体系にすること。
8. 安心して子を産み育てられるために、次の取り組みを進めること。
 - (1) 出産後からではなく、出産前（できれば妊娠前）からの支援を充実させること。
 - (2) 自治体による、金銭的、精神的な支援となる環境整備を強化すること。特に、検査・正常分娩費用の保険適用を行うこと。「自己負担ゼロ」への改善や、「出産育児一時金」の別途支給も拡充し、進めること。
 - (3) 予防接種を含め地域医療のさらなる制度の充実をはかること。
9. 「かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター（かならいん）」の機能を更に強化し、一層の周知に向け、関係機関との連携を深め具体的な取り組みを展開すること。
10. 生理用品の完全無償化に向けて、施策を講じること。

社会インフラ

1. 【重点】地域防災計画の見直し・実行にあたっては、実務担当に女性をはじめ被災時に弱者となりやすい立場の当事者を加え、多様な立場からの意見を取り入れ実施すること。
2. バリアフリーに配慮した町づくりをさらに進めること。

環境・エネルギー

1. フードロス削減するため、食品（賞味期限）の三分の一ルールを見直すよう企業に働きかけること。

教育・人権・平和

1. 【重点】ヤングケアラーに対して教育を受ける権利が守られるよう、取り組みを進めること。
 - (1) ヤングケアラー相談ダイヤルなど相談窓口を拡充し、広く周知すること。
 - (2) スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーを充実させること。
 - (3) 継続した支援の体制を整備すること。
2. 【重点】多様性（LGBT、外国籍等）が活かされるよう制度を整えること。
 - (1) 選択的夫婦別姓や同性婚を含め、個人が尊重されるよう制度を整えること。
 - (2) 男女平等教育の推進とジェンダー平等の視点で意識や慣習を見直すよう徹底すること。
 - (3) 外国籍の人に対して、入居や就労等の差別が起きないよう自治体が支援すること。
3. 【重点】性的搾取を許さない社会風土をつくるため、関係機関と連携して適切な指導を行うこと。
 - (1) 性の商品化、暴力表現等、女性の人権を冒涇するメディア、配信元に対して、条例を整備し規制すること。特に、SNSに対して早急に対応を取ることに。
 - (2) 保護者や児童に対し、性被害にあわないための教育を徹底するために、必要な情報を随時、学校関連各所に提供すること。
4. DVや虐待の根絶に向けた取り組みを進めること。
 - (1) DVの相談体制の充実（行政・警察・民間の連携）、公設シェルターを各市町村に設置すること。また、民間シェルターへの経済的支援を実施すること。
 - (2) あらゆる暴力の根絶にむけて啓発・指導を強化すること。
 - (3) 再発防止のための加害者に対する支援を強化すること。
 - (4) デートDV、スクールセクハラ等の防止に対して、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも含め、対策を強化すること。
5. 子どもへの虐待やいじめ問題に対しては、「子どもの最善の利益」の視点に立った取り組みを進めること。
 - (1) 児童相談所を含め、福祉関係の職員を増やし、行き届いた子どもへの対応ができるよう整備すること。
 - (2) 児童相談所全国共通ダイヤル（189）を周知・徹底すること。
 - (3) 保護施設を増加すること。

行財政

1. 性別を問わず、誰もが自己実現の可能な社会システムを確立するために、性別役割分担意識と慣習を温存する税制および民法などの法律の改正を働きかけること。

神奈川シニア連合

雇用・労働

- 〈新〉 1. 高年齢労働者の雇用については、改正高齢者雇用安定法に基づき有する資格・能力・経験が生かせる働く場の確保を行うとともに、労働災害防止対策など安全労働に向け「エイジフレンドリー補助金」の活用を推進すること。

福祉・社会保障

I. 少子・高齢化対策について

- 〈継〉 1. 子供の医療費・教育費・給食制度は、自治体の取り扱いがバラバラの状況にある。全国一律でサービスや制度が利用できるよう国に要請すること。
- 〈継〉 2. 2022 年 10 月から新たに設定された“診療段階における「自己負担 2 割」の対象者は「令和 4 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで外来の負担増加を月 3,000 円に抑える配慮措置を実施する」となっているが、昨今の物価高を鑑みこの配慮措置の期間を延長すること。
- 〈継〉 3. 基礎年金は、マクロ経済スライドの対象外にするとともに、マクロ経済スライド制度による年金額調整のあり方については、現受給者の年金を守るとともに将来の年金受給世代が安心して生活出来る年金額水準を設定し、確保するよう国に働きかけること。
- また、キャリアオーバーの運用は、年金生活者の生活安定を十分配慮・検討した上で行うこと。

II. 地域包括ケアシステムの構築について

- 〈継〉 1. 地域包括ケアシステムの構築は、2025 年に最終年を向かえるが「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」を一体的に提供できるよう、在宅医・訪問看護師・異業多職種、ケアマネージャー・ホームヘルパー、地域のボランティアや社会福祉協議会、町内会・自治会が連携して支援できる体制づくりを継続すること。
- 〈新〉 2. 介護従事者の不足が深刻化し①特別養護老人ホームなどの空きベットの発生、②介護施設の倒産、③介護難民の発生、④介護離職者の増加が顕著となっており、処遇改善による人材確保などを積極的に行うとともに、介護ロボットや ICT などテクノロジーの導入による介護負担の軽減と効率化の推進、介護施設の事業改善に向けた相談機能を充実・強化すること。
- 〈継〉 3. 特別養護老人ホームについては、空き待ち、在宅介護や老々介護が増加している状況を加味しベット数を増やすこと。

Ⅲ. 「無料低額宿泊所」「無届有料老人ホーム」の対策について

- 〈継〉 1. 無料低額宿泊所・無届有料老人ホームについては、防火設備や居住スペース、食費や光熱費の徴収額などの実態調査、入居者の生活相談の実施、施設や生活環境改善に向けた指導を行うなど貧困ビジネス化の防止に努めること。

Ⅳ. 医療に関する要求について

- 〈新〉 1. 政府は、2024 年 12 月 2 日に現行の健康保険証の新規発行を停止することを閣議決定し「マイナ保険証」に原則一本化するとしたが、マイナンバーカードの利用率は 25% に留まるとともに解除申請が増加していること、マイナンバーカード偽造の問題、「資格確認書」や「顔確認マイナカード」の併用などの複雑な仕組みから、高齢者の不安が払拭されておらず現行の健康保険証と「マイナ保険証」の併用使用を継続すること。
- 〈継〉 2. 住み慣れた自宅で安心して療養と介護を受けられるように、訪問医療・訪問看護などの医療基盤の整備・充実を行うとともに、ICT を活用した安否確認、看取りの仕組みづくりを行うこと。
- 〈継〉 3. かかりつけ医・薬局制度の徹底により「おくすり手帳」の提出を義務付け、重複処方に伴う服薬過多、過重投与、残薬問題などの解消に努めること。
- 〈継〉 4. 高齢者医療自己負担割合の判定根拠に金融資産を追加すると提起されているが、金融資産以外の資産保有者と比較し不公平になること、正確な資産把握実務が出来ない問題があることから、撤回に向け国に働きかけること。

Ⅴ. 介護、認知症への対応について

- 〈新〉 1. 高齢者が在宅で暮らし続けられる在宅支援サービスの基盤整備と拡充を行うとともに、2024 年度介護報酬で改定された「訪問介護の基本報酬引き下げ」は、次期改定を待つことなく復元・改善すること。
- 〈新〉 2. 介護サービスの利用は、所得に応じて 1 割から 3 割の自己負担となるが、公的年金の改定に伴い負担判定基準が変更になることが発生する。この場合、改定された後の公的年金受給額より介護サービス費用の負担額が大幅に増加することから、公的年金改定額に合わせ介護保険の負担判定基準額を見直す制度にすること。
- 〈継〉 3. 介護保険の利用は、医療より長期にわたる実態を踏まえ利用者負担割合は原則 1 割を維持すること。
- 〈継〉 4. 世帯で抱える複雑化・総合化する問題の相談・支援に向け、改正社会福祉法による「重層的支援体制整備事業」の体制整備とアウトリサーチサービスを積極的に行うこと。
- 〈継〉 5. 訪問介護における「身体介護」と「生活援助」は密接不可分の関係にあり在宅高齢者の生活を支えている。これを分断して「生活援助」に関する人員配置基準や報酬額の切り下げ、利用者の生活ニーズを無視した機械的利用回数制限、利用料上限設定などについて国に反対の意思表示を行うこと。

〈継〉 6. 要介護 1・2 の介護サービスについては、総合事業に移行しないことを国に働きかけること。

〈継〉 7. 認知症対策基本法・施策推進大綱・新オレンジプランを整備・更新し認知症の効果的な予防対策をはじめとする諸施策を確実に実施すること。

また、認知症患者による交通事故などの発生を防止する社会的な施策を整えとともに、認知症に起因する損害や過剰な賠償責任が家族に及ばないようにする制度づくりを国へ働きかけること。

社会インフラ

〈継〉 1. 交差点における歩行者の安全と渋滞解消に向けて「歩車分離式信号」化を進めること。

〈継〉 2. 交通過疎地域に生活する高齢者、歩行困難な高齢者、障害者、高齢者の運転免許証の返納などにより、生活用品購入や通院が困難な地域住民の要望を把握し、移動手段を充実・整備すること。

〈継〉 3. 災害時の指定避難所に災害マニュアルなどを参考に避難してもプライバシーが確保でき安心感が持てるようするとともに、必要な配備品を点検・補充すること。

行財政

〈継〉 1. 「身元保証等高齢者サポート事業」の身元保証人や身元保証サービス・財産管理などの安心・安全な利用に向け、相談・紹介窓口を設置するとともに、運用トラブル回避に向けた業務監査の実施・チェック体制を確立すること。

〈継〉 2. 悪質な訪問販売、電話勧誘販売などの迷惑勧誘行為に対して「事前拒否者への勧誘禁止制度」の導入など、引き続き、条例制定などによる規制強化を行うこと。

〈継〉 3. ジェンダー平等実現に向け、男女共同参画基本法に基づいて「第 5 次男女共同参画基本計画」を地域で着実に実施し、社会制度・慣行の見直しを推進すること。